

令和 8 年 第 1 回

太子町議会定例会会議録

開会 令和 8 年 2 月 27 日

閉会 令和 8 年 3 月 19 日

太 子 町 議 会

令和 8 年 第 1 回太子町議会定例会会議録目次

第 1 日（2 月 2 7 日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	11
会期決定の件	11
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、 大阪南消防組合議会）	12
報告第 1 号 令和 7 年度太子町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の 件（町長提出議案）	17
報告第 2 号 令和 7 年度太子町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の 件（町長提出議案）	18
報告第 3 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出 議案）	20
報告第 4 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出 議案）	21
議案第 1 号 国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事変更請負契約締結の件 （町長提出議案）	22
議案第 2 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約 の変更に関する協議について（町長提出議案）	23
議案第 3 号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例制定の件（町長提出議案）	24
議案第 4 号 太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件（町長提出議 案）	24
議案第 5 号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）	24
議案第 6 号 職員の定年等に関する条例中改正の件（町長提出議案）	24
議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議 案）	24
議案第 8 号 太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（町長提出議案）	24
議案第 9 号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	24

議案第10号	太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）……………	24
議案第11号	太子町下水道条例中改正の件（町長提出議案）……………	24
議案第12号	令和7年度太子町一般会計補正予算（第10号）（町長提出議案）……………	27
議案第13号	令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）……………	27
議案第14号	令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）……………	27
議案第15号	令和8年度太子町一般会計予算（町長提出議案）……………	29
議案第16号	令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）……………	29
議案第17号	令和8年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）…	29
議案第18号	令和8年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）…	29
議案第19号	令和8年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）……	29
議案第20号	令和8年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）……………	29
議案第21号	令和8年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）……………	29
請願第1号	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願……	32
散 会	……………	34

第2日（3月17日）

開 議	……………	37
一般質問	……………	37
議案第22号	令和8年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提出議案）……………	89
散 会	……………	90

第3日（3月19日）

開 議	……………	94
議案第2号	河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約	

	の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）……	94
議案第3号	太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）……………	94
議案第4号	太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件（福祉文教常任 委員長報告）……………	94
議案第5号	太子町地域公共交通会議条例中改正の件（総務まちづくり常 任委員長報告）……………	94
議案第6号	職員の定年等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任 委員長報告）……………	94
議案第7号	一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづく り常任委員長報告）……………	94
議案第8号	太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（福祉文教常任委 員長報告）……………	94
議案第9号	太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報 告）……………	94
議案第10号	太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）…	94
議案第11号	太子町下水道条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報 告）……………	94
議案第12号	令和7年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任委 員長報告）……………	94
議案第13号	令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（福 祉文教常任委員長報告）……………	94
議案第14号	令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号）（福祉文教常任委員長報告）……………	94
議案第15号	令和8年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）………	94
議案第16号	令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任 委員長報告）……………	94
議案第17号	令和8年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり 常任委員長報告）……………	94
議案第18号	令和8年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり	

	常任委員長報告) ……………	94
議案第19号	令和8年度太子町介護保険特別会計予算(福祉文教常任委員長報告) ……………	94
議案第20号	令和8年度太子町後期高齢者医療特別会計予算(福祉文教常任委員長報告) ……………	94
議案第21号	令和8年度太子町下水道事業会計予算(総務まちづくり常任委員長報告) ……………	94
議案第22号	令和8年度太子町一般会計補正予算(第1号)(予算常任委員長報告) ……………	94
請願第1号	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願(福祉文教常任委員長報告) ……………	94
議案第23号	副町長の選任について同意を求める件(町長提出議案) ……………	119
	アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議(案)(議員提出決議(案)) ……………	121
	閉会中の継続審査の申し出について……………	123
閉会	……………	126

【 第 1 日 】

令和8年 第1回太子町議会定例会会議録

令和8年2月27日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	森田忠彦君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	村岡篤君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	小濱健一君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	胡麻千代君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	田中信幸君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
会計管理者 兼会計課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	松岡健一君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	山本夕芽
------	-----	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、大阪南消防組合議会）
- 日程第4 報告第1号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第5 報告第2号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 報告第3号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第7 報告第4号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第1号 国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事変更請負契約締結の件（町長提出議案）
- 日程第9 議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第10 議案第3号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第4号 太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第12 議案第5号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第6号 職員の定年等に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第8号 太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第16 議案第9号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第17 議案第10号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第18 議案第11号 太子町下水道条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第19 議案第12号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第10号）（町長提出議案）

- 日程第20 議案第13号 令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第21 議案第14号 令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（町長提出議案）
- 日程第22 議案第15号 令和8年度太子町一般会計予算（町長提出議案）
- 日程第23 議案第16号 令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第24 議案第17号 令和8年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第25 議案第18号 令和8年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第26 議案第19号 令和8年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第27 議案第20号 令和8年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第28 議案第21号 令和8年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）
- 日程第29 請願第1号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願

○議長（村井浩二君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。

皆様におかれましてはお忙しいところでございますが、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和8年第1回定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

朝夕はまだ冷え込む日がありますが、陽射しに春の気配を感じる季節となってきたところでございます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、報告案といたしまして、令和7年度太子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の件他3件、事件案といたしまして、国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事変更請負契約締結の件他1件、条例案といたしまして、太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件他8件、予算案といたしまして、令和7年度補正予算で、令和7年度太子町一般会計補正予算（第10号）他2件、令和8年度当初予算で、令和8年度太子町一般会計予算他6件。以上、合わせまして25件のご審議をお願いするものでございます。

なお、施政方針につきましては、後ほど発表させていただきたいと存じます。また、各議案の内容につきましても改めてご説明をさせていただきますので、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（村井浩二君） 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和8年第1回太子町議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、町長より令和8年度施政方針について発言の許可を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和8年第1回太子町議会定例会の開会にあたり、令和8年度当初予算並びに諸案件のご審議をお願いするにつき、町政に取り組む所信の一端を申し述べ、議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国を取り巻く社会情勢は、急速な少子高齢化と人口減少、物価高騰をはじめとする経済環境の変化など、大きな転換期を迎えております。加えて、自然災害への備えや地域コミュニティの維持など、地方自治体に求められる役割はますます多様化・高度化しております。

このような状況にあつてこそ、地方自治体の役割は極めて重要であり、住民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、着実な町政運営を進めていく必要があると考えております。

国の令和8年度予算におきましては、責任ある積極財政を基軸とし、強い経済の実現、暮らしの安全安心の確保、効率的な政策執行などにより編成を行う方針が示されています。更に、大阪府におきましては、令和8年度は、万博のレガシーを活かした、副首都・大阪の早期実現、次代を担う子どもたちが自らの可能性を追求できる社会の実現、誰もが安全・安心にいきいきと暮らせる環境づくりの3つの柱ごとに重点的に取り組む分野を設定し、政策創造を図るとされています。

本町では、令和8年度から新たにスタートする第6次総合計画に掲げる将来像である「和の心を次世代へつなぐまち～『自然を守る』、『暮らしを育む』、『未来を創る』ふるさと“たいし”～」の実現のため、国の施策や大阪府及び関係市町村との連携を図りながら、効果的・効率的な行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

更に、令和5年度に設置しました南河内地域2町1村未来協議会に加え、令和7年度に設置しました南河内基礎自治機能充実強化協議会において、引き続き広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとして合併についても検討を深め、基礎自治機能の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みやDXの更なる推進など、未来への投資を進めるとともに、持続可能な地域公共交通を確保することを目的に実施される南河内地域における自動運転バス実証運行につきましても、安全性の確保を大前提とし、大阪府と連携しながら住民の皆様に向け、随時広報たいしなどを活用し周知を行い、町としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本町の令和８年度当初予算（案）につきましては、令和７年度に引き続き、財政収支改善に向けた歳出の削減を図るとともに、令和８年度から新たにスタートする第６次総合計画に掲げる基本計画に即し、事業の優先度や必要性、また、効率性などを十分精査した上で予算編成を行ったところでございます。

各会計の令和８年度当初予算（案）は、一般会計では７２億２千７２７万８千円、特別会計と下水道企業会計の合計では３９億１千２１６万３千円となり、全会計総計では１１１億３千９４４万１千円でございます。

なお、当初予算（案）につきましては提案理由の中でご説明いたしますが、ここでは、主な施策を第６次総合計画の柱に沿ってご説明させていただきます。

まず、未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくりについてです。

社会環境が大きく変化する中、全ての子どもが安心して育ち、健やかに成長できる環境づくりが一層重要となっています。そのため、子どもを地域社会全体で支える視点に立ち、切れ目のない子育て支援と、学びと成長の機会やふるさと学習の充実により地域への愛着と誇りを育み、未来を担う子どもたちが元気に育つまちづくりを推進してまいります。

子育て支援体制の強化の取り組みとしまして、本年１月に開設しました太子町こども家庭センタースマイルぼっぼを核として、子どもを真ん中に据えた支援を推進し、ワンストップ対応により、妊娠期から１８歳までの児童とその保護者を対象に切れ目のない支援を実施することで、子育て支援の充実を図ってまいります。

更に、子育て家庭の経済的負担軽減を目的として実施しております第２子目以降の保育料無償化に加え、公平性の観点から、家庭的保育事業所や事業所内保育事業所を利用する第２子目以降の保育料及び児童発達支援事業所を利用する３歳児未満かつ第２子目以降の利用者負担額についても無償化を実施してまいります。

また、幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がい認定される時期でもある５歳児健診により、子どもの特性に合わせた適切な支援・相談体制を確立することで、就学に向けた地域のフォローアップ体制の構築を図ってまいります。

次に、地域とともに育む学校教育の充実の取り組みとしまして、非認知能力で結びつけた就学前からの小中一貫教育を更に推進するとともに、子どもを主語にした教育を共通理念とし、子どもの思いや考えを尊重した学びを通して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた成長を目指してまいります。

また、継続的に取り組みを進めています学校施設環境の整備については、小中学校のトイレ改修事業を完遂させるとともに、各施設の照明ＬＥＤ化に伴う設計業務を行います。加えて、指定避難所の環境整備ともなる町立小中学校体育館への空調設備の整備を行い、熱中症などの危険から児童生徒を守り、快適に利用できる環境を整えてまいります。

また、引き続き町立学校園での給食無償化を継続するとともに、町立幼稚園の給食日数を週４日から週５日とすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、育ち盛りの食育を支え、活気あふれる子育てしやすい町の実現を目指してまいります。

更に、非認知能力の育成を柱に、学校、地域、家庭が一体となり、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進め、安心して学べる学校教育の充実を図ってまいります。

続きまして、郷土愛あふれたコミュニティ豊かなまちづくりについてです。

本町が有する豊かな歴史、文化、自然、伝統などの地域資源を活かし、生涯学習活動の基盤として、町会・自治会、地域団体、ＮＰＯ、ボランティアなどの多様な主体による交流と連携を促進し、世代や立場を超えた人と人のつながりを育むことで地域コミュニティの活性化を図り、持続可能な地域社会の形成を推進してまいります。

生涯にわたり学べる環境づくりの取り組みとしまして、老朽化が進んでおります町立総合体育館の大規模改修工事に向けた実施設計業務を行うとともに、本町が有する地域資源を活かし、子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたり学び続けられる環境づくりを進め、生涯スポーツの推進や社会教育関係団体との協働を通じて、多様な学習機会の提供と健康づくり、世代間交流を一体的に推進してまいります。

これらの取り組みを通じて、子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持ち、学び続けることができるまちづくりを推進してまいります。

次に、人と人との互いに尊重し、多様な人々が共生するまちづくりの取り組みとしまして、年齢や性別、障がいの有無、国籍、価値観の違いにかかわらず、全ての住民が互いを尊重し、安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

また、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成を進め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めてまいります。

次に、住民との協働、地域への愛着心の醸成の取り組みとしまして、町会・自治会、ボランティア団体と連携し、住民協働のまちづくりの推進を図るとともに、タウンミーティングの開催や町長直通便の活用により、引き続き、広く住民の意見をいただきなが

ら、住民の皆様にとってより良いまちづくりを推進してまいります。

また、本町が有する豊かな歴史・文化資源の保全はもとより、その活用方法についても検討する必要があります。

国指定史跡二子塚古墳については、令和4年度より整備工事を行っており、令和11年度の完成を目指し計画的に進めているところですが、今後の活用を見据えた重要な地域資源であることから、公民連携を活用した柔軟なアイデアを積極的に取り入れ、まずは、地域において史跡の本質的価値を理解し、共有し、地域の魅力として感じてもらい、史跡に関わりたいという意識を醸成し、愛着心向上などにつなげる取り組みを推進してまいります。

続きまして、全ての人が健康でいきいきした生活が営めるまちづくりについてです。

子どもから大人まで、全ての人がそれぞれのライフステージに応じた保健・医療・福祉施策の充実と地域の支え合いを通じて、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいります。

住民の健康づくりの推進の取り組みとしまして、就学前児の三種混合ワクチン任意接種に対する助成を実施し、経済的負担の軽減及び接種機会を確保することで、集団生活前の感染予防と地域全体の重症化の予防を図ってまいります。

また、国民健康保険被保険者のうち、基金を活用し、40歳に加えて50歳の人に対する人間ドック費用の助成拡大により実質無償化を実現し、特定健診受診率の向上及び健康意識の醸成につなげるなど、住民一人ひとりが生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう、疾病予防を重視した健康づくりを推進してまいります。

次に、地域福祉の充実の取り組みにつきましては、生活支援等サービスを実施する住民主体によるボランティア団体に対する支援の拡充を進め、安定的な事業実施につなげるなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、更なる地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

続きまして、地域経済・産業を高める活力あふれるまちづくりについてです。

本町の豊かな地域資源を活かした産業振興と観光振興を一体的に進めるため、令和8年度において太子町観光まちづくりビジョン（後期）を見直し、本町の知名度の向上や交流人口の拡大、雇用創出を図ることで、地域経済の活性化と持続的な発展が可能な活力あるまちづくりを推進してまいります。

地域経済を支える産業の振興の取り組みとしまして、まず、本町の主要な産業である

農業について、地域農業の将来設計図である地域計画に基づき、引き続き、担い手の育成、耕作放棄地への対策、新規就農者の確保に関する取り組みを進めるとともに、農家の営農活動を支える基盤整備に対する支援や、南河内フルーツロードを軸とし、沿道市町村と連携しながら、ブドウ、ミカンなどの本町が誇れる地場産品を活かした地域活性化を図ってまいります。

また、商工業の活性化を図るため、新たに起業・創業される方への支援や、商工会と連携し、地元産業の育成強化の取り組みを推進してまいります。

更に、引き続き、地方拠点強化税制を活用し、町内での設備投資や本社機能の立地・拡充を後押しするとともに、10年先の太子町の将来像を見据え、本年3月に改訂を予定しております本町のまちづくりの総合的な指針である都市計画マスタープランに基づき、太子インターチェンジ周辺など交通アクセスの高いエリアへの企業・産業誘致に努めてまいります。

次に、まちの魅力を活かした交流の推進の取り組みについては、近年の多様な情報発信の在り方を踏まえ、公民連携を活用した新たなまちの魅力発信の仕組みを構築するとともに、町内事業者と連携し、農産物や加工品など地域資源の魅力を活かしたふるさと納税返礼品の充実を図るなど、町を越えた新たなつながりや関係人口の創出を促進する取り組みを通じて本町の魅力を広く発信し、地元産業の活性化につなげてまいります。

次に、就労の支援の取り組みについては、引き続き、能力開発に関する支援や、地域就労支援センターにおける就職や雇用に関する相談体制の充実を図ってまいります。

続きまして、誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくりについてです。

少子高齢化や人口減少の進行、自然災害の激甚化、異常気象など、近年の社会情勢を踏まえ、地域の安全安心を確保することは、住民の暮らしを支える基盤であるとともに、本町への移住・定住を促進する上で重要な要素です。そのためには、防災・減災対策の強化や防犯体制の充実など、誰もが安心して暮らせる生活環境の形成を図る必要があり、引き続き、道路、河川、公共下水道など人々の生活に欠かすことのできないインフラ等の基盤整備、地域公共交通の充実など、良好で持続可能な生活環境の確保を推進してまいります。

地域環境の保全・向上の取り組みとしまして、まず、本町独自の官民協働事業であるクリーンキャンペーンやアドプトプログラム活動など、住民参加による環境活動や、二上山・万葉の森を中心とした山地美化活動など、本町の豊かな自然環境を保護するとと

もに、遊休農地の解消、農地やため池など農業用施設の適正な維持管理による豊かな農空間の保全、並びに、ごみの減量化や分別の徹底、生ごみ処理機の購入補助や子ども服のリユースイベントなど、資源循環型社会に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、まちの安全性・快適性の向上の取り組みとしまして、道路・橋梁などの計画的な維持管理に努めるとともに、住民の生活基盤の重要な施設である下水道について、全国的に老朽化が問題視されておりますが、本町におきましても、住民の皆様の安全で快適な住環境を守るため、今後、必要となる設備の更新に取り組んでまいります。

また、「たいしのってこバス」の運行については、昨年の１０月に乗り継ぎ券の発行、運行ルート追加や回送便の活用による増便など、また、今年２月からはＩＣ車載機の導入を行い、利便性の拡充を行いました。今後も、住民の皆様の日常生活や地域経済を支える持続可能な移動手段を確保するため、利便性・効率性の向上に努めてまいります。

そのほか、地域の良好な住環境を守るための空き家対策として、利活用や危険な空き家の除却に要する支援など、各種補助金を活用し、引き続き、空家バンクを充実させ流通促進を進めるとともに、新たな空き家等の解消促進に係る公民連携により、更なる空き家解消に向けた取り組みを進めてまいります。

最後に、持続可能なまちづくりを支える行財政運営についてです。

人口減少や社会環境の変化が進む中、将来にわたり安定した行政サービスを提供するためには、健全で効率的な行財政運営を進めていく必要があります。そのためには、計画的な財政運営により財政の健全化を確保するとともに、事務事業の見直しや民間活力・デジタル技術の活用を進め、併せて、近隣自治体などとの広域連携により行政機能の補完・効率化を図り、組織・人材の最適化や公共施設の適正管理などを通じて、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

効果的・効率的な行政経営の取り組みとしまして、町税などの自主財源の確保に努めるとともに、選択と集中による効果的な事業投資や適切なマネジメントにより公共施設の管理運営の最適化を進めることで、限られた財源を有効に活用した効率的・効果的な行財政運営を進めてまいります。

また、民間企業や大学などとの公民連携及び近隣市町村との広域行政を推進し、基礎自治機能の充実・強化に取り組むとともに、町公式ＬＩＮＥなどの活用による効果的な情報発信や生成ＡＩ導入など、更なるＤＸの推進により住民サービスの利便性の向上を

図るなど、業務の効率化及び経費削減に取り組んでまいります。

次に、人材確保・育成の強化の取り組みについては、複雑化・高度化する行政課題に対応できる人材の確保と育成が不可欠であるため、多様な人材が意欲と能力を発揮できる組織体制の構築を進めてまいります。

結びになりますが、第6次総合計画に掲げる基本理念に基づき、基礎自治体としての取り組みをしっかりと進め、新たな挑戦を重ねながら、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らし、笑顔あふれる太子町の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

そして、今年は町制施行70周年という大きな節目を迎えます。豊かな自然、歴史と文化に彩られたこの町が今日まで発展してこられたのは、先人のたゆまぬ努力と住民の皆様の温かいご支援の賜物であると考えております。

この70周年を、町の魅力を再認識し、未来への歩みへと力強く進める機会とすべく取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員並びに住民の皆様には、なお一層のご理解と、そしてご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、私の令和8年度の町政運営に対する施政方針といたします。

○議長（村井浩二君） それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長（村井浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、辻本議員、6番、松井議員を指名いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、2月20日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日2月27日から3月19日までの21日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの21日間と決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日、提出されました全

ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思います。ただし、日程第4、報告第1号、日程第5、報告第2号、日程第6、報告第3号、日程第7、報告第4号、日程第8、議案第1号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、3月3日と10日に総務まちづくり常任委員会を、4日と11日に福祉文教常任委員会を、5日と6日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、13日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、12日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

17日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告の締切りは3日の正午までとさせていただきます。なお、3日は総務まちづくり常任委員会が予定されておりますので、一般質問通告の提出期限には十分ご留意していただきますようお願い申し上げます。

19日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告、大阪南消防組合議会の報告を予定しております。

また、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（村井浩二君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本議員。

○5番（辻本博之君） おはようございます。

令和8年2月12日に開催された第1回南河内環境事業組合議会定例会のご報告を申し上げます。

1、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和7年の人事院勧告に基づき、

国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、宿日直手当、組合の一般職給料表における給料水準の引上げ及び期末勤勉手当支給月数0.05か月分引き上げる改定について、富田林市に準じて令和7年12月23日付、専決処分したもので、原案どおり承認されました。

2、承認第2号、令和7年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の所要の措置を行うため、歳入歳出それぞれ861万5千円を追加し、総額を28億1千112万7千円とする補正予算について、令和7年12月23日付、専決処分したもので、原案どおり承認されました。

3、議案第1号、南河内環境事業組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましても、人件費が高騰しており、民間企業においても賃金が上昇していることを踏まえ、委員報酬について、管理市の状況等を鑑みて見直しを行う所要の改正を行うもので、原案どおり可決されました。

4、議案第2号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきましても、平成26年4月1日施行の南河内環境事業組合行政財産使用料条例において、行政財産を自動車駐車場として使用させる場合の使用料については、1台につき月額3千円以内と規定し、その後、令和元年10月に消費税率が改正されたことに伴い、1台につき月額3千500円以内と改定いたしました。今回、条例施行から10年以上が経過し、駐車場使用料について見直しを行い、1台につき月額3千300円以内へ改正を行うもので、原案どおり可決されました。

5、議案第3号、令和7年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、基金の運用収入の増加に伴う補正、測定業務料の追加及び残滓運搬処理業務料の変更に伴う債務負担行為の補正で、歳入歳出それぞれ57万2千円を追加し、総額を28億1千169万9千円とし、債務負担行為の補正で、原案どおり可決されました。

6、議案第3号、令和8年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を30億645万5千円と定めるもので、原案どおり可決されました。

予算の概要としては、歳入では、分担金及び負担金が22億6千94万7千円で、前年度比1億714万9千円の増、使用料及び手数料は8千327万6千円、財産収入は2千435万1千円、繰入金は2億8千139万8千円、繰越金は9千500万円、諸収入は18億3千円、組合債は2億6千130万円。

次に、歳出では、議会費は３億７千３万５千円、総務費は８億６千７万９千円、衛生費は２億３千２万８千３百円で、うち、ごみ処理費が１億９千４万９千１百７千円、し尿処理費が３億５千３万１千１百円、公債費は６億３千６万４千１百円、最後に、予備費は１千万円。

以上が令和８年度予算の概要でございます。

７、監査報告第１号、例月出納検査の結果報告については、令和７年１０月から１２月分の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことです。

８、同意案第１号、南河内環境事業組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、議会選出の監査委員に千早赤阪村選出の中野智子議員を選出する提案があり、同意されました。

以上、簡単ではございますが、令和８年第１回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 次に、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

斧田議員。

○２番（斧田秀明君） おはようございます。

去る２月１３日に開催されました令和８年第１回大阪広域水道企業団議会２月定例会の内容につきまして、私のほうからご報告申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、条例案４件、予算案４件の計８件で、まず、冒頭に、大阪広域水道企業団、永藤企業長から、令和８年度における企業団運営方針について発言があり、令和８年度の主な施策としては、災害に強い水道施設の構築と適正規模への更新に係る取り組みとして、施設の重要度や老朽度を踏まえ、優先順位をつけ、更新・耐震化に取り組むこと、また、府内一水道の推進に向けた取り組みとして、令和９年４月の泉大津市、箕面市、門真市との統合に向けた調整を進めること並びにデジタル技術を活用した業務の効率化など、持続可能な水道の構築と、利用者の信頼が得られる事業運営に努めるということでございました。

その後、引き続き議案の審議が行われ、まず、条例案として、企業長の報酬及び費用弁償等に関する条例等一部改正の件、一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正の件、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件の以上４件について審議が行われました。

大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件については、国土交通省からの通

達を踏まえ、災害その他の非常の場合において、企業長が必要であると認めるときは、他の水道事業者または他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を施工できるように改正するもので、審議の結果、4件全て原案どおり可決されました。

そして、予算案として、令和7年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件、令和7年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件、令和8年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、令和8年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件の以上4件の予算案について審議が行われました。

令和8年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算については、水道用水供給事業として予算額739億9千万円、また、市町村域水道事業として予算額348億4千500万円で、それぞれの内容について説明がありました。

その中で、太子町水道事業における主な事業については、板谷橋浄水場における電気設備並びに機械設備等の更新工事及び磯長台における配水管布設替え工事などが予定されているとのことでした。

審議の結果、全て原案どおり可決されました。

その他、豊能町選出のえなみ議員ほか6人の議員から一般質問が提出され、適宜企業団より答弁がございました。

以上、簡単ではございますが、令和8年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会のご報告とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 次に、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

西田議員。

○4番（西田いく子君） おはようございます。

令和8年第1回大阪南消防組合議会定例会が1月30日に開催されました。会期は1日間と決定され、報告案件1件、財産の取得1件、条例改正4件、予算案件3件の計9案件が提案され、全ての案件が原案どおり全会一致で決しました。

日程第1、議会運営委員会委員長報告、次いで日程第2、会議録署名議員の指名があり、南本議員、遠藤議員が指名されました。

報告第1号、専決処分報告、損害賠償の額の決定についてですが、救急活動・消防活動中の物損事故等2件について、いずれも消防業務賠償責任保険により全額補填されるとの報告があり、全会一致で承認されました。

議案第1号、財産の取得についてですが、資機材搬送車の取得について、全会一致で

可決されました。

条例改正が４件あり、議案第２号、大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、議案第３号、大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について、議案第４号、大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第５号、大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、全会一致で可決されました。

うち、議案第２号、大阪南消防組合火災予防条例の改正理由は、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレルに放熱設備を設置する事例が全国で増加しているが、現行のサウナ設備の基準は屋内を想定したものであることから、別の種類のものとして位置づけ、対象火気設備等の種類に、簡易サウナ設備を追加するものとの説明があり、私、西田から、立入検査等も必要になるのか、過去に管内でサウナ施設での火災事例があったのか質問したところ、大阪南消防組合火災予防査察規程に基づき、概ね５年ごとに立入検査を実施する。把握している範囲では火災の発生はないとの答弁がありました。

また、議案第５号、大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、私、西田から、条例改正の対象から会計年度任用職員を除外することは会計年度任用職員の不利益にならないか質問したところ、正規職員等を対象とした昇給調整制度における育児休業期間の換算率などを見直すもので、会計年度任用職員に新たな制限や不利益な扱いを加えるものではないとの答弁でした。

議案第６号、令和７年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第２号）について、全会一致で可決されました。

議案第７号、令和８年度大阪南消防組合一般会計予算についてですが、総額は歳入歳出それぞれ７１億７千５０万２千円で、歳入における太子町の組合分担金は２億３千８１万２千円で、全会一致で可決されました。

追加案件で、議案第８号、令和７年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第３号）について、全会一致で可決されました。

最後に一般質問についてですが、私、西田から、大阪南消防組合管内の西名阪自動車道（高速道路）と南阪奈道路（地域高規格道路）の違いや出場件数について質問したところ、西名阪自動車道での救急業務は、昭和４９年の高速道路救急業務に関する調査研究委員会の答申及び昭和５５年の高速道路における救急業務に関する覚書が根拠にあり、

高速道路株式会社等は自主救急としての責任を有し、沿線市町村も消防法に基づく処理責任を有することから、両者は相協力して救急業務に当たるべきものとされていることから、道路会社が救急業務を実施する市町村に対し一定の財政負担を行う支弁金の仕組みが確立されているが、南阪奈道路等の地域高規格道路は道路法上の位置づけが一般国道で、一般国道での救命・救急活動は、地方自治法及び消防法上、市町村の本来業務とされていることから、高速道路のような道路会社からの財政措置の対象外となっている。また、広域化後となる令和6年度から7年度12月末までの出場件数は、西名阪自動車道で65件、南阪奈道路では19件との答弁でした。

以上、令和8年第1回大阪南消防組合議会定例会の結果についての報告を終わります。

○議長（村井浩二君） 以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村井浩二君） 日程第4、報告第1号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） おはようございます。

報告第1号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、物価高騰対策に伴う生活支援の給付に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2千524万7千円を追加し、総額を75億7千385万8千円とするものでございます。

8頁、9頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、補正額2千524万7千円、事業別区分4、物価高騰対応重点支援事業2千524万7千円の7節報償費2千524万7千円は、生活応援事業の商品券代でございます。

続きまして歳入でございます。6頁、7頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額2千524万7千円、1節総務管理費補助金2千524万7千円は、物価高騰対策に伴う生活支援の給

付事業費補助金でございます。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年12月19日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の件は報告のとおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第5、報告第2号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第2号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第9

号)の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2千142万2千円を追加し、総額を75億9千527万8千円とするものでございます。

8頁、9頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員総選挙・最高裁国民審査費、補正額1千78万3千円、事業別区分1、衆議院議員総選挙・最高裁国民審査事業1千78万3千円は、投票管理者及び立会人の報酬、時間外勤務手当等の職員手当等、選挙公報配布やポスター掲示板設置に係る委託費などでございます。

続きまして、2款総務費、4項選挙費、4目大阪府知事選挙費、補正額1千63万7千円、事業別区分1、大阪府知事選挙事業1千63万7千円は、同じく、投票管理者及び立会人の報酬、時間外勤務手当等の職員手当等、選挙公報配布やポスター掲示板設置に係る委託料などでございます。

続きまして歳入でございます。6頁、7頁をお願いいたします。

16款府支出金、3項府委託金、1目総務費府委託金、補正額2千142万円、3節選挙費委託費2千142万円は、衆議院議員総選挙費委託金1千78万3千円、大阪府知事選挙費委託金1千63万7千円でございます。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年1月19日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第2号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の件は報告どおり承認されました。

○議長（村井浩二君） 日程第6、報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 報告第3号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、河南町役場敷地内において発生いたしました公用車による物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものであります。

損害賠償額は8万300円で、損害賠償の相手方は河南町役場でございます。

この事故は、令和7年9月22日月曜日午前11時頃、河南町役場駐車場内において、本町職員が運転する公用車を発車させようとした際、駐車場内の壁面に接触し、壁面タイルを損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は町側100%で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年1月7日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により本議会にご報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、本件に係る専決処分の件のご報告と内容説明とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　ただいま報告がありました。

報告第３号については、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。よって、報告第３号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

○議長（村井浩二君）　日程第７、報告第４号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君）　報告第４号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告並びに内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、本町山田地内の国道において発生いたしました公用車による物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は４８万７００円で、損害賠償の相手方は大阪府でございます。

この事故は、令和７年６月２０日金曜日午前１１時頃、国道１６６号山田地内において、本町職員が公用車を運転中、前方不注意により国道沿いのガードレールに接触し、損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は町側１００％で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解、損害賠償を行うため、本年１月１５日に地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により本議会にご報告するものでございます。

なお、損害賠償額には全額損害保険が適用されることとなっております。

以上、本件に係る専決処分の件についてのご報告並びに内容説明とさせていただきます。

○議長（村井浩二君）　ただいま報告がありました。

報告第４号については、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略いたします。よって、報告第４号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

○議長（村井浩二君） 日程第8、議案第1号、国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事変更請負契約締結の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（東條信也君） 議案第1号、国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事変更請負契約締結の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和7年9月8日に契約締結いたしました国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事請負契約の一部を変更する契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第5号及び太子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容につきましては、当初設計時におきまして管理棟新築工事のみを予定してございましたが、利用者及び周辺住民の利便性並びに管理等の維持管理面を考慮し、外構工事を一部追加するものでございます。

また、敷地外給排水工事については、当初接続を想定しておりました水道管が存在しなかったことに伴い、新たな水道管の設置工事を追加するとともに、その影響範囲に係る路面復旧工事を追加するものでございます。

契約金額につきましては、変更前が4千478万8千700円、変更後の契約金額5千199万5千900円、現契約金額に720万7千200円を増額するものでございます。

なお、併せて、工期につきましても令和8年2月28日から19日間延長いたしまして、3月19日までに変更するものでございます。

何とぞご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、国指定史跡二子塚古墳管理棟新築工事変更請負契約締結の件は原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第9、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本改正は、介護認定審査会を共同設置する3町村で締結している基本協定において、執務場所等を2年ごとの輪番と規定していることから、本年4月1日より介護認定審査会の執務場所が河南町から太子町に変更されることに伴い、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項により、規約の変更を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関

する協議については福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第10、議案第3号から日程第18、議案第11号まで、これら9件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第3号、太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が令和8年4月1日に施行されることに伴い、本町においても運営の基準を定める必要があるため、子ども・子育て支援法に基づき、本条例を制定するものでございます。

なお、条例の制定にあたっては、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を全て太子町の基準とする内容となっております。国の基準については、特定乳児等通園支援事業者の利用定員に関する基準、運営に関する基準などについて定められております。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号、太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、乳児等通園支援（こども誰でも通園制度）事業を本格実施するにあたり、子ども・子育て支援法の規定に基づき事業内容を明確化し、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目的に、事業の対象者、利用料及び減免について必要な事項を定めるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第5号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、太子町地域公共交通会議において新たに監査業務を行うこととなったため、本町の地域公共交通会議条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、監査に係る条項を追加するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第 6 号、職員の定年等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、労働基準法の趣旨に基づき給与体系の是正を図るため令和 8 年 4 月 1 日から管理職手当の支給対象範囲を見直すことについて、職員組合との労使交渉が調いまして、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に係る所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第 7 号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、昨年 8 月 7 日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえつつ、国に準じ、駐車場等を利用する職員に対して新たに通勤手当の加算などを行うため、所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第 8 号、太子町子ども・子育て会議条例改正中の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設されたことにより、児童虐待に関する重要な措置について、判断の適正性及び専門性を確保するため本会議の意見を聞くこととされたことから、所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第 9 号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども・子育て支援納付金制度の創設、大阪府国民健康保険運営方針に基づく国民健康保険料の賦課限度額及び保険料減額のための所得判定基準の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、子ども・子育て支援納付金の賦課や減額等について新たに規定、また、被保険者の保険料に対する納付意欲への影響や中間所得者層の負担を軽減するため賦課限度額を改めるほか、保険料減額のための所得判定基準などについて、所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第 10 号、太子町介護保険条例改正中の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和 7 年度税制改正における給与所得控除の増額による令和 8 年度介護保険料算定への影響を遮断する介護保険法施行令改正に合わせ、改定を行うものでございます。

改正の内容でございますが、介護保険の第 1 号被保険者の標準段階を判定する際に、令和 7 年度税制改正の影響により第 1 号保険料の標準段階が変わり得る第 1 号被保険者については、税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第 11 号、太子町下水道条例中改正の件の提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

本改正は、下水道法第 25 条に基づき下水道管理者において制定する条例に関わる技術的助言として国土交通省と厚生労働省が策定した標準下水道条例の一部が改正されたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、多くの指定工事店が被災し、排水設備工事を行うことができる工事店が不足したことにより被災地での復旧が遅れたことを踏まえ、本町においても、災害その他非常の場合において、住宅などにおける排水設備の復旧が円滑に実施されるよう、改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 5 号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件、議案第 6 号、職員の定年等に

関する条例中改正の件、議案第 7 号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、議案第 11 号、太子町下水道条例中改正の件は総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

議案第 3 号、太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第 4 号、太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件、議案第 8 号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件、議案第 9 号、太子町国民健康保険条例中改正の件、議案第 10 号、太子町介護保険条例中改正の件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第 19、議案第 12 号から日程第 21、議案第 14 号まで、これら 3 件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第 12 号、令和 7 年度太子町一般会計補正予算（第 10 号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ 1 億 6 千 9 17 万 9 千円を増額し、総額を 77 億 6 千 445 万 7 千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、介護給付・訓練等給付費及び保育所入所委託費の増額や公共施設整備基金への積立てに要する経費等を増額するとともに、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴う減額をしております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置を行い、事業費等の精査に伴う国・府支出金、繰入金及び町債等の精査を併せて行うとともに、財政調整基金繰入金で財源調整をしております。

なお、企画一般事業、戸籍住民登録事業、小中学校体育館照明 LED 化事業及び中学校特別教室棟トイレ改修事業に係る経費について、年度内に支出を終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、繰越明許費として措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第 13 号、令和 7 年度太子町介護保険特別会計補正

予算（第３号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ２億七千二百一十万円を追加し、総額を一億四千七百三十九万四千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、介護給付費負担金等における令和６年度の国庫支出金の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金の増額を行っております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入れ及び利子及び配当金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第１４号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ二千八百五十九万九千円を追加し、総額を三億三千五百三十五万九千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では、保険料収納額の増に伴い、収納した保険料を広域連合に納付する広域連合納付金を増額しております。

一方、歳入につきましては、保険料収納額の増に伴い、保険料の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第１２号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第１０号）は予算常任委員会に付託いたします。

議案第１３号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第１４号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（村井浩二君） 日程第２２、議案第１５号から日程第２８、議案第２１号まで、これら７件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第１５号、令和８年度太子町一般会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和８年度予算は、第６次総合計画に掲げた「和の心を次世代へつなぐまち～『自然を守る』、『暮らしを育む』、『未来を創る』ふるさと“たいし”～」の基本理念に基づき編成してございます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億２千７２万８千円で、前年度比１億２千９９５万円、１．８％の増となっております。

歳入につきましては、町税では、個人住民税や法人住民税、固定資産税の増により、前年度比２億５千３１万円増の１億４千６７４万円を計上してございます。また、都道府県税に係る各種交付金及び地方交付税につきましては、地方財政計画や過去の交付額実績等を勘案し、前年度比３億１千３８万８千円増で予算計上しております。

歳出につきましては、指定避難所である小中学校体育館の空調設備の整備、生成ＡＩの導入など自治体ＤＸの推進、こども家庭センタースマイルぽっぽを核とした子育て支援の充実などの事業につきまして、本予算に計上してございます。

本予算（案）につきまして、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第１６号、令和８年度太子町国民健康保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億５千５６４万９千円で、前年度に比べ１億３千１１６万１千円、９．０％の増となっております。

歳入につきましては、保険給付費の増加により、大阪府から交付される保険給付費等交付金を前年度に比べ１億３千４７５万３千円増の１億６千９３７万円を計上しているほか、保険料では、子ども・子育て支援納付金が新たに追加されたことから、大阪府内統一の市町村保険料率により１人当たり保険料が増となり、保険料を前年度に比べ１

29万円増の3億199万6千円を計上しております。

歳出につきましては、医療費の伸びや診療報酬改定により、保険給付費を前年度に比べ1億2千707万4千円増の11億532万7千円を計上しております。また、令和7年度に実施した40歳になる年度の被保険者を対象とした人間ドックの実質無償化に係る総合健康診断助成金については、対象者を拡充し、50歳になる年度の被保険者も対象に計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第17号、令和8年度太子町山田財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ513万円で、前年度比12.0%の増となっております。

歳入につきましては、下請料及びN T T用地賃貸料等の財産収入などを計上しております。

また、歳出につきましては、財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号、令和8年度太子町春日財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ86万7千円で、前年度比6.5%の減となっております。

歳入につきましては、基金利子や財産貸付収入及び基金繰入金などを計上しております。

また、歳出につきましては、財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第19号、令和8年度太子町介護保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億５千８０５万円で、前年度に比べ１億３０７万５千円、７．０％の増となっております。

歳入につきましては、保険料、また、負担金及び交付金等を介護給付費等に伴うそれぞれの負担割合により計上しております。

歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、介護サービス利用の増加等により、前年度に比べ、６．４％増の１億４千６８７万４千円を計上しております。また、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び包括的支援事業などの地域支援事業費は７千２２２万７千円を計上しております。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第２０号、令和８年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億５千４４１万１千円で、前年度に比べ４千９９３万６千円、１６．４％の増となっております。

まず、歳入についてでございますが、被保険者数の増加及び子ども・子育て支援納付金が新たに追加されたことから、保険料を前年度に比べ４千４９４万５千円増の２億８千６８２万６千円を計上しているほか、一般会計からの繰入金等を計上しております。

一方、歳出におきましては、保険料の増に伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金を４千９９５万９千円増の３億４千８６８万２千円を計上しているほか、保険料の収納に係る事務費等を計上しております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案するものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第２１号、令和８年度太子町下水道事業会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の内容でございますが、まず、収益的収支につきまして、収入３億２千２２５万３千円、主な内容は、下水道使用料、国庫補助金などを計上しております。

支出３億３千３９３万７千円、主な内容は、人件費及び流域下水道維持管理負担金、減価償却費並びに企業債支払利息などを計上しております。

次に、資本的収支でございますが、収入１億７千１１７万円、主な内容は、企業債、他会計出資金、国庫補助金などを計上しております。

支出２億５千３３４万５千円、建設改良費、企業債元金償還金などを計上しております。

なお、収支資本的収支で不足する額については、当年度分の損益勘定留保資金等で補填しております。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第１５号、令和８年度太子町一般会計予算は予算常任委員会に付託いたします。

議案第１７号、令和８年度太子町山田財産区特別会計予算、議案第１８号、令和８年度太子町春日財産区特別会計予算、議案第２１号、令和８年度太子町下水道事業会計予算は総務まちづくり常任委員会に付託します。

議案第１６号、令和８年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第１９号、令和８年度太子町介護保険特別会計予算、議案第２０号、令和８年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は福祉文教常任委員会に付託します。

○議長（村井浩二君） 日程第２９、請願第１号、ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願、これを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

西田議員。

○４番（西田いく子君） 日程第２９、請願第１号、ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願について、ご説明いたします。

提出者は、新日本婦人の会太子支部、支部長、西野礼子氏です。紹介議員は、私、西田いく子、岡野秀子です。

紹介議員として、請願趣旨を読み上げて説明をさせていただきます。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針２０２５において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、ＯＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直しを盛り込み、２０２６年度中に実施する方針を示す方向を示している。

ＯＴＣ類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに、重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されている。また、ＯＴＣ類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められている。

この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなど、子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきた。しかし、これまでの助成制度の対象になっていた処方薬がＯＴＣ類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増となる。

日本小児科医会からは、保険適用除外は保護者の経済的負担を増し、少子化のなか、子育て支援策として全国に広がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し子育て妨害ですという指摘がされている。

国民の２人に１人が罹患していると言われる花粉症の患者や、１千万人を超えている変形性膝関節症の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねない。

よって、政府は医療費削減ありきではなく、全ての国民が必要な医療を受けることができるように、ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める。

以上の趣旨から、太子町議会においては、地方自治法第９９条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長に対して意見書の提出を決議していただくようお願いいたします。

以上、説明とし、提出するものです。

何とぞご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ただいま請願について説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

請願第１号、ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願は福祉文教常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

(午前 11 時 17 分 散会)

【 第 2 日 】

令和8年 第1回太子町議会定例会会議録

令和8年3月17日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	森田忠彦君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	村岡篤君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	小濱健一君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	胡麻千代君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	田中信幸君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
会計管理者 兼会計課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	松岡健一君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局長 正野 正 書記 山本 夕芽

◎議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

- ・ 太子町における介護予防の取り組みについて問う……………早瀬和信君
- ・ 下水道事業について……………森田忠彦君
- ・ 「太子町の教育」「幼小中一貫教育」について……………斧田秀明君
- ・ 誰もが通いたくなるような学校に……………岡野秀子君
- ・ 町のシンボル二上山を守れ……………〃
- ・ 国是『非核 3 原則』に対する町長の考えを問う……………西田いく子君
- ・ 電気自動車バスの運行について説明の場を持て……………〃
- ・ 道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の今後は……………〃
- ・ 母子手帳アプリ等の活用による子育て支援の充実について……………濱地知英君
- ・ 防災公園の活用について……………松井謙昌君
- ・ 二上山万葉の森の利用者の駐車場対策、交通安全対策につ
いて……………〃
- ・ 高齢化する農業者の作業支援等に従事する人材の育成・支
援について……………〃
- ・ 小中学校体育館空調設置について……………辻本博之君
- ・ 子どもの居場所づくり支援について……………〃
- ・ 太子町公式マスコットキャラクター「たいしくん」の活用
および今後の展開について……………中村直幸君

日程第 2 議案第 22 号 令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 1 号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(村井浩二君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、9名の議員より通告を受けております。

それでは、通告に従いまして、順次、発言を許します。

まず、1番、早瀬議員の発言を許します。

早瀬議員。

[8番 早瀬和信君 登壇]

○8番(早瀬和信君) 議席番号8番、なごみの会、早瀬和信でございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。理事者各位におかれましては、適切なご答弁を賜りますようお願い申し上げます。

介護予防についてお伺いいたします。

我が国では急速に高齢化が進んでおり、医療や介護の需要が更に増加していくことが見込まれております。そのような中、高齢者の方ができる限り健康で自立した生活を送り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防の取り組みを充実させていくことが重要であると考えます。

また、国においても、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、重度化防止や自立支援の取り組みを強化する方向性が示されており、地域における介護予防の取り組みの重要性はますます高まっております。

本町におきましても、高齢化率は年々上昇しており、今後も高齢者人口の増加が見込まれる中で、介護が必要な状態にならないよう、早い段階からの予防的な取り組みを進

めていくことが求められているのではないかと考えております。

介護予防を進める上では、身体機能の低下や生活機能の衰えといった兆候を早期に把握し、適切な支援につなげていくことが重要であり、特にいわゆるフレイルの段階での対応が重要であると言われておりますが、高齢者の状態の変化をどのように把握し、支援につなげていく体制を構築しているのかについてお伺いいたします。

また、高齢者の方々が外出し、人と交流し、社会参加を続けることは、身体機能の維持だけでなく心身の健康の維持にもつながると言われていることから、介護予防は、行政に加え、地域の中での支え合いや住民主体の活動など、地域全体で取り組んでいく必要があります。

加えて、近年では、運動、栄養、口腔機能などを総合的に取り組むフレイル予防の重要性が広く指摘されておりますが、こうした多面的な視点を踏まえた介護予防の取り組みが求められている中、本町として、地域における通いの場や交流の機会の確保、地域活動への参加促進やフレイル予防をどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

最後に、介護予防の取り組みを効果的に進めていくためには、実施している事業の効果を検証し、必要に応じて施策の見直しや改善を行っていくことが大切です。そのためには、参加状況や身体機能の変化などを把握しながら、事業の成果を検証していく仕組みづくりも必要ではないかと考えます。

そこで、事業成果の検証を含め、介護予防事業の今後の発展などについてお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 本町における75歳以上の後期高齢者は、令和4年に2千人を超え、年々増加傾向にあり、高齢化率は令和7年9月末で31.5%と大阪府平均を上回る水準で推移しております。

一方で、本町の特徴として、健康寿命は令和5年度で女性が84.3歳、男性が80.7歳と全国及び大阪府平均より高い年齢にあり、要介護認定率は令和7年9月末現在で18.4%と比較的低く、認定者の内訳では、要支援1・2及び要介護1といった軽度認定者が全体の約4割を占めております。

地域包括支援センターでの相談の多くは、身体機能の低下や生活不安が顕在化してから相談に来られるケースが多く、要介護認定申請前の段階からの支援強化を重視し、フレイル予防を軸とした介護予防施策を推進しております。

具体的には、筋力トレーニングが習得できるナナトレ教室など介護予防講座の実施、基本チェックリストの活用による早期把握・早期介入、総合事業による医療専門職が実施する短期集中予防サービスの活用、元気ぐんぐんトレーニングをはじめとする地域の通いの場や高齢者交流サロンの推進などを実施し、心身機能の維持向上と、社会参加の促進を図っております。

更には、本町は令和6年度から3年間ではありますが、大阪府の介護予防活動強化推進事業のモデル市町村として参画しており、大阪府と連携しながら、地域の特性に応じた自立支援や重度化防止の取り組みの推進を同時に進めております。

このモデル事業は、従来の取り組みの質の向上といった観点から強化を目指しており、具体的には、通いの場に対する専門職の関与を強化し、運動、口腔、栄養など多面的なフレイル対策を取り入れた実践型の介護予防へと機能向上を図っております。

次に、短期集中予防サービス終了後のフォロー体制を充実させ、一定期間のモニタリングを行うことで、改善効果の定着と防止につなげる仕組みづくりを進めております。

更には、基本チェックリストや介護データなどを活用し、参加者の変化を可視化することで、事業効果の検証と施策改善を図る体制を整えております。

○議長（村井浩二君） 早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） 先ほどのご答弁において、本町ではフレイル予防を軸とした介護予防策を進めるとともに、大阪府の介護予防活動強化促進事業のモデル市町村として、通いの場への専門職の関与強化や短期集中予防サービス終了後のフォロー体制の充実、更にはデータを活用した事業効果の検証など、取り組みの質の向上を図っているとのことでした。また、軽度認定者の重度化防止と自立支援を柱とし、元気な高齢者を増やすことで健康寿命の延伸につなげていくという方向性についても、重要な視点であると感じております。

一方で、介護予防事業につきましては、より多くの方に参加していただくことが重要であり、特に比較的元気な前期高齢者層など、これまで参加が少なかった方々へどのように働きかけていくのかが今後の課題ではないかと考えております。

そこで、改めて伺いたいします。大阪府のモデル事業を通じて得られた成果や知見を踏まえ、本町として介護予防事業への参加率向上に向け、前期高齢者層などへのアプローチを今後どのように進めていくのかお聞かせください。

また、国の2040年を見据えた現役世代人口の減少に伴い、地域の担い手不足が課

題となる中、高齢者が健康を維持しながら地域活動や生活支援サービスの担い手として活躍していくことも期待されているところであります。こうした点を踏まえ、本町として、地域活動や生活支援サービスの担い手の確保・育成についてどのような方向性で町として取り組んでいくのか、併せて町長にお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁を申し上げます。

軽度認定者の自立支援と重度化防止を柱とし、元気な高齢者を増やすことで、更なる健康寿命の延伸につなげていくことが重要であると考え、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めながら、持続可能な介護保険制度の運営に資する介護予防施策を推進してまいります。

また、大阪府の介護予防活動強化推進事業は、市町村が実施する介護予防の取り組みをより効果的かつ戦略的に推進するため、大阪府が伴走支援を行うモデル事業でございますが、本町としましては、モデル事業で得られた効果や課題に加え、介護予防事業への参加率向上に向けた働きかけの強化や前期高齢者層へのアプローチ拡充への成果及び要介護認定率の減少など、結果につながる指標を意識した取り組みへと展開してまいります。

更に、2040年を見据え、現役世代人口の減少に伴う担い手不足が課題となる中、高齢者が健康を維持しながら地域活動に参加し、生活支援サービスをはじめとした多様な支援の担い手としての役割が期待をされております。

このため、更なる介護予防・健康づくり施策に取り組み、高齢者が活躍する地域づくりやまちづくりを推進するとともに、来年度から策定を予定しております第10期介護保険事業計画を見据えた制度設計の構築を行い、より健康寿命の延伸に努め、笑顔あふれる太子町を目指してまいります。

○議長（村井浩二君） 早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて、早瀬議員の質問を終わります。

次に、2番目、森田議員の発言を許します。

森田議員。

〔7番 森田忠彦君 登壇〕

○7番（森田忠彦君） 議席番号7番、自民クラブ、森田忠彦でございます。通告に基づ

き、下水道事業について、現状における課題、問題点、今後の展望について一般質問を行います。

埼玉県八潮市で大規模な陥没事故が発生したことは記憶に新しいところですが、この事故により残念ながらお亡くなりになられた方に対して心からお悔やみ申し上げます。また、復旧にかなり時間がかかり、そのため不便な生活を送られている方々に対しても謹んでお見舞い申し上げます。

事故は、下水道管の腐食が原因となっておりますが、あれだけの大きな下水道管があもたやすく腐食し、あのような大事件を引き起こしたかと驚いたとともに、太子町でも同じようなことが起こるのではないかと不安を感じていられる方もおられるのではないのでしょうか。

今回の埼玉県の事故は、全国どこにでも発生する可能性があり、もちろん太子町でも例外ではありません。

私の記憶では、太子町の下水道は平成3年頃からスタートし、30年以上が経過しております。また、磯長台などは、それ以前の民間企業によって整備されたものでありますから更に古く、50年近く経過していると思います。こうしている間にも老朽化は進んでいきます。

太子町では、埼玉県のような大規模事故が起こる可能性はないのか、現在の状況と老朽化対策や維持管理についてお尋ねいたします。また、現在の下水道の普及率、経営状態など、太子町の下水道事業がどのような状況であり、どのような課題、問題点があるのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 埼玉県八潮市における陥没事故は令和7年1月に発生し、その後、国土交通省より、管径2メートル以上の管渠に対して緊急点検を行うよう通知があり、本町に該当する管渠はございませんが、雨水管も含め、管径1メートル以上の管渠に対する目視点検を行いました。また、本町で最も管径の大きい下水道管に対しては令和2年度にカメラ調査を行っており、双方とも問題がないことを確認しております。

ご質問の老朽化対策ですが、議員ご指摘のとおり、磯長台の下水道施設が本町で最も古い下水道施設であることから、令和5年度よりマンホール蓋の交換、今年度より管更正工事を順次行っております。管更正工事は、古いコンクリート製の管渠の内側に塩化

ビニール製の管を貼り付けることで管の強度を向上させるものでございます。その他、各マンホールポンプの更新、操作盤等の入替えについても、耐用年数を見据えながら順次行っております。

課題といえば、最近、管渠や宅内ますの内側に樹木の根が侵入し、その後、長い年月をかけて成長し、管渠を塞いでしまうという事案が増加しております。特に個人管理の部分に多く見られるため、今後、広報等での周知について検討してまいります。

次に、下水道事業の現状ですが、まず、令和7年9月末時点の下水道処理区域内人口は5千217世帯、1万1千788人、そのうち下水への接続人口は4千735世帯、1万843人で、下水道普及率93.7%、水洗化率92%となっております。

また、下水道事業の経営状況ですが、公営企業会計を導入した令和2年度以降、下水道普及率がほぼ横ばいの中、人口減少の影響により使用水量も減少し、下水道使用料も減少しております。対して、維持管理に要する経費は、物価高騰などの影響により、昨年度までの平均で約3億1千900万円、使用料での経費回収率は令和6年度で81.9%と過去最低となり、一般会計からの繰入金がないと下水道事業の経営が成り立たない状態でございます。

今後、昭和、平成初期に敷設した管渠が耐用年数を迎え、老朽化対策事業や、大阪府が管理する下水処理場などの流域下水道に対する負担金の増加など、これまで以上に維持管理経費が大きくなり、下水道使用料が減少する中、一般会計からの繰入金は1億円を超えるものとなり、下水道事業としては非常に厳しい状況と言えます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 森田議員。

○7番（森田忠彦君） ありがとうございます。

老朽化対策については適切に進めていただいているようで、引き続き、住民の安心安全のためによりしくお願いいたします。

次に、下水道事業の経営についてお尋ねいたします。

下水道の普及率はほぼ上限となり、新たな広がりが見込まれない中、近年の物価上昇に伴い工事作業員の労務費や材料費は値上がりし、下水道の維持に必要な費用も値上がっております。

先ほどの答弁では、下水道を維持していくには一般会計からの繰入金が必要となっているとのことでした。一般会計は、本来、福祉や教育など住民の皆様のために使われる

ものですが、繰入れにより年間１億円以上のお金が下水道のために使われていることになります。この繰入金がこの先どうなっていくのか、またこのまま増えていくのか。

町長は、本議会の冒頭で施政方針において、住民の生活基盤の重要な施設である下水道について、住民の安心で快適な住環境を守るため、今後必要になる設備の更新に取り組んでいくと発言されておりました。限りある予算の中どのような下水道事業を進めていくのか、これからの下水道事業の展望についてお聞かせいただきます。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 下水道事業の今後の展望について、ご答弁いたします。

先ほどご答弁申し上げたとおり、本町の下水道事業の状況は非常に厳しい状況でございます。令和６年度には、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として太子町下水道事業経営戦略を策定し、議員の皆様にも説明したところでございます。

その中で、まず、事業の効率化として、事務や施設管理等の一部について、市町村の枠を超えた連携を検討、推進いたします。現在、富田林市、河南町、千早赤阪村と合同で点検調査やストックマネジメント計画の更新を行うことによる委託料の節減や、適正な維持管理として、国庫補助金等を効果的に活用し、計画的な更新等の維持管理を引き続き進めてまいります。

次に、経営基盤の強化についてですが、総務省からも、地方公営企業が住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、他会計からの繰入金に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築くためのアイテムとして、使用料の適正化の必要性を取り上げられております。

太子町の下水道使用料は、平成２２年に改定され、その後２度の消費税の引上げに加え、物価上昇率も約１６％を超える中、一般会計から繰入れしながら厳しい経営を続けてまいりました。このまま一般会計からの繰入金を充当し続けることは、下水道処理区域内住民とそうでない住民との間に不公平を生じさせることにもなります。よって、本町としても、総務省の考えに沿い、一般会計からの繰入金を削減し、健全な事業運営を目指すため、下水道使用料の適正化について検討していきたいと考えております。

下水道使用料の適正化は、安定的に持続可能な下水道事業を進めるために重要な事項であるとともに、住民生活に直結するものでございます。そのため、適正化の内容、ス

ケジュールなどについて、きめ細やかな説明に努め、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（村井浩二君） 森田議員。

○7番（森田忠彦君） ありがとうございました。

今、世間では物価高騰で、住民の生活に大きく影響を及ぼしております。太子町でもおこめ券の配布など生活の支援を行っておりますが、このような状況での下水道使用料の見直しは、住民の生活に更なる負担をかけることになり、私としても両手を挙げて賛成というわけにはいきません。かといって、一般会計から繰入金が増え続け、この先、福祉や教育に使えるはずのお金が少なくなることも簡単に見逃すものではありません。

下水道は、住み良い環境づくりにはかけがえのないもので、それらを維持していくには、当たり前ですがお金はかかります。必要なものは必要として適正に管理し、その上であれば、使用料の見直しや一般会計からの繰入れについても理解が得られるものと思います。

よって、下水道使用料の見直しは簡単に進めるものではなく、まず、必要な経費をとことん見直した上で、近隣の状況を見ながら十分に議会と議論し、慎重に進めていただきたいと思います。

下水道をより安全に、且つ、持続して守っていくことで、住み良い太子町にさせていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、森田議員の質問を終わります。

次に、3番目、斧田議員の発言を許します。

斧田議員。

〔2番 斧田秀明君 登壇〕

○2番（斧田秀明君） 議席番号2番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。今回は、太子町の教育についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

まず、1問目ですが、令和6年12月定例会において、私は非認知能力を育てるまちで日本一を目指してはどうかという観点から、太子町の幼小中一貫教育について一般質問いたしました。

今回の質問をしようと思ったきっかけは、本町が他の市町村に先駆けて非認知能力の

育成に取り組まれていることとございます。国の新しい学習指導要領では、非認知能力を高めるのに最も重要な時期は幼児期だと言われています。非認知能力は、大人になってからも高めることは可能ですが、脳が柔軟で急速に発達する幼児期に高めるほうがより効果的とのこととです。

文部科学省では、平成の終わりに施行された幼稚園教育要領でも非認知能力の育成の重要性について触れられています。認知能力である知識、技能、思考力、判断力、表現力等だけでなく、学びに向かう力、人間性等の3つの柱として重要視します。この学びに向かう力、人間性が非認知能力に当たるものでございます。

本町では、令和4年度より非認知能力の育成を教育の柱の1つとして位置づけ、町立学校園が連携した幼小中一貫教育の取り組みを進めてこられました。近年では、授業づくりの中で非認知能力を育てる取り組みが進められ、子どもたちが主体的に学びに向かう姿や仲間と協働しながら学びを深める姿が見られるようになってきていると聞いております。

更に、非認知能力の研究の第一人者である中山芳一先生や学校現場での実践に取り組まれている徳留宏紀先生にも関わっていただきながら、授業づくりや教職員研修が進められているとも伺っております。

そこでお伺いたします。本町における幼小中一貫教育の取り組みとして、学校園において非認知能力の育成にどのように取り組まれているのか、また、令和7年度の取り組みを通してどのような成果や変化が見えてきているのか、教育委員会の考えをお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 私のほうでご答弁申し上げます。

本町では、子どもたちがこれからの社会を主体的に生きていくために必要な力として、学力とともに、粘り強く挑戦する力や他者と協働する力などの非認知能力を育てることを大切にしております。その上で、町立幼稚園から小学校、中学校までの学びをつなぎ、子どもたちの成長を長い時間軸で支える幼小中一貫教育を推進しております。

令和4年度より非認知能力の育成を共通の柱として学校園での取り組みを進めており、令和7年度は「授業でも育む非認知能力」をテーマとし、「自分で考える力」「人とつながる力」「あきらめずに挑戦し、自分を高める力」を重点に、子どもたちが主体的に学びに向かう授業づくりを進めております。

また、学校行事や異年齢交流、児童会・生徒会活動など様々な場面において、子どもたちが互いの良さを認め合いながら主体性や協働する力を育む取り組みも進めております。

それでは、令和7年度に重点を置いております「授業でも育む非認知能力」の取り組みについて、各種アンケートや全国学力・学習状況調査などから見えてきた主な成果を3点申し上げます。

1点目は、学ぶ意味を理解している子どもが増えていることです。

幼稚園では「笑顔の根っこ」、小学校では「心の力」など、伝え方を工夫しながら非認知能力の考え方を共有してきました。その結果、子どもたちが学ぶ意味を理解するきっかけとなる機会が増え、数学や国語の学びが社会や将来に役立つと感じる児童生徒の割合が国や府の平均を上回る結果となりました。

2点目は、学習に苦手を感じている子どもの学力が伸びていることです。

全国学力・学習状況調査の結果では、学習に苦手意識のある児童生徒の層においても府平均を上回る学力状況が見られました。また、無回答率も低く、最後まで諦めずに取り組む姿勢が育っていることが確認されています。

3点目は、教職員の授業づくりの意識が変化していることです。

教職員が子どもの非認知能力を育む視点を意識しながら主体的に学ぶ姿を想定した授業づくりを進める割合が増えており、授業改善が進んでおります。

また、学校園の実践の中では、異年齢交流などを通して、年上の子どもが年下を思いやり、年下の子どもが年上に憧れを持つ関係づくりも進んでおります。

更に、町立幼稚園の運動会などの行事においても、子ども自身が選び、表現する活動が増えるなど、主体的な学びにつながる変化が見られております。

これらの取り組みについては、「一人ひとりが伸びる太子町の幼小中一貫教育」という取り組み報告パンフレットを作成し、保護者や地域の皆様に発信する予定としております。

また、こうした非認知能力の育成にあたっては、議員お示しのとおり、認知能力研究の第一人者である中山芳一さんや教育実践の分野で活躍されている徳留宏紀さんにもご協力をいただきながら、授業づくりや教職員研修を進めております。

本町では、こうした学校園の取り組みに加え、家庭や地域と共に「子どもをまんなか」に据えた教育を進めております。

教育は、学校だけで完結するものではなく、家庭や地域と共に子どもを育てていく営みであると考えており、今後も、子どもが自分らしく学び、非認知能力を活かして未来へ歩んでいけるよう、町全体で取り組みを進めてまいります。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ただいまの学校園での素晴らしい取り組みについてのご答弁、ありがとうございます。

ご答弁の最後にありましたように、私も、子どもの成長を支える上では、学校だけでなく、家庭や地域と共に子どもを育てていくことが重要であると考えます。

本町では、就学前からの小中一貫教育という考え方の下、町内の町立保育園、幼稚園、認定こども園とも連携しながら、家庭や地域に向けた非認知能力の育成の取り組みも進められていると伺っております。

特に、非認知能力育児の第一人者として知られているボーク重子さんを招いたフォーラムやセミナーなどを通して、保護者や地域の方々に向けた取り組みも進められております。私も、フォーラムやセミナーに参加し、太子町の非認知能力の取り組みが注目されていることや、本町の規模感がこうした取り組みを進める上でも強みとなると確認するとともに、家庭や地域での子どもとの関わり方の実践を学び、非認知能力の重要性を改めて実感しているところであります。

また、町長の施政方針においても、「未来を担うこどもたちが元気に育つまちづくり」の中で、地域と共に育む学校教育の充実を図るとされ、非認知能力の育成を柱に、学校、地域、家庭が一体となり、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めると示されております。

そこでお伺いいたします。家庭や地域に向けた非認知能力育成の令和7年度の取り組み内容とその実績、また、今後どのように学校園と連携しながら町全体で取り組みを進めていこうと考えておられるのか、教育委員会の考え方をお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） ご答弁申し上げます。

子どもたちの成長を支えるためには、学校だけでなく、家庭や地域と共に子どもを育てていくことが重要であると考えております。

本町では、議員お示しのとおり、町立学校園での取り組みに加え、就学前からの小中一貫教育という考え方の下、町内の私立の保育園・認定こども園や地域の方々とも連携

しながら、家庭や地域と共に非認知能力を育む取り組みを進めております。

具体的には、非認知能力育成の分野で広く知られるボーク重子さんを講師に迎え、保護者や地域の方々を対象としたフォーラムやセミナーを開催するなど、家庭での関わり方や子どもの成長を支える視点について学んでいただく機会を設けております。

令和7年度には、5月の非認知能力育成キックオフイベントとして、ボーク重子さん、中山芳一さん、徳留宏紀さんの3名をお迎えし、非認知能力で子どもの可能性を広げフォーラム&セミナーを開催するなど、本町の取り組みを町内外に発信いたしました。

また、現在も町のホームページからのリンクで動画視聴できるボーク重子さんによる、子どもとの関わり方セミナー（4回シリーズ）などを実施しております。

これらの取り組みの成果として、セミナー参加者からは、非認知能力の重要性への理解が深まったとの声や、子どもへの関わり方を見直すなど、子育てへの意識の変化が見られております。更に、家庭での実践につなげたいとの声も多く寄せられるなど、学びを行動につなげようとする動きも見られております。

こうした取り組みを通じて、地域の子どものに関わる多くの方々が子どもの成長を温かく見守ってくださっており、地域ぐるみで子どもたちを支える環境が本町の大きな強みであると感じております。

一方で、非認知能力の考え方については、多くの保護者の方へは広報紙など様々な方法で周知を行っているものの、まだ十分に浸透していない部分もあると考えております。

このため、令和8年度においては、学校園や地域の場に出向いてミニセミナーを行うなど、より多くの保護者や地域の方々に参加していただけるよう取り組んでまいります。

今後も、学校園での教育と家庭・地域での関わりをつなぎながら、町全体で子どもたちの学びと成長を支えてまいります。

○議長（村井浩二君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ただいま、学校園での取り組みと家庭・地域での取り組みをつなぎながら、町全体で子どもたちの学びと成長を支える取り組みを進めてまいりたいとご答弁をいただきました。

実は先日、3月1日に、子どもとの関わり方セミナーが万葉ホールで開催され、私も参加いたしました。そこで講師のボーク重子さんに、講師としていろいろな市町村で講演されておられるでしょうが、太子町についてどのような印象をお持ちですかと質問をしましたところ、ボーク重子さんは、ほかの市町村と太子町の違いは、教育委員会の担

当者さんや管理職の人、学校・幼稚園の先生方や園長先生や教頭先生、校長先生、そして、教育長さんや町長さんまで熱心に非認知能力の育成を理解し、取り組んでいただいていることが分かりますとの回答をいただきました。これはほかの市町村にない、素晴らしいことだともおっしゃられました。

時代が急速に変化する中、子どもたちに必要な力として今注目されている非認知能力について、今さら言うのも何ですが、あえて言いたいことは、C h a t G P T など次々と新しいテクノロジーが登場し、社会が大きく変容している現代、子育てをしている世代にとって、A I、人工知能やロボットに仕事を奪われないように育ててほしいと願うのはごくごく自然なことではないでしょうか。

そんな中、先が見えない時代を生き抜く力として注目されているのが非認知能力ですね。復習みたいな形になりますが、学力テストなどの数値化されない子どもの将来や人生を豊かにする力のことで、一般的に探究心や想像力、協調力、コミュニケーション能力などのことを非認知能力として、本当の意味で子どもたちの身に生きる力がつくことを目指している太子町の取り組みは、本当に素晴らしいことだと思います。

そして、非認知能力を育てるまちで日本一をぜひとも目指していただき、これからも家庭、地域、学校が連携して子どもを育てていく取り組みを進めていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、4 番目、岡野議員の発言を許します。

岡野議員。

〔3 番 岡野秀子君 登壇〕

○3 番（岡野秀子君） 議席番号3 番、日本共産党、岡野秀子です。通告に基づきまして、1 問目、子どもの声と思いを真ん中に、誰もが通いたくなるような学校づくりを求めて質問します。

今、学校に行けない子どもたちが増えています。この10 年で小学校から高校生までの不登校の児童生徒数は3 倍の41 万人になりました。自分なんていないほうがいい？と尋ねてくる子どもや、生まれてこなければよかったと言う子どもたちがいて、不登校はまさに命の問題になっています。学校に行けないことで、生きることに価値を見いだせず、生きることが迷惑とすら思う子どもがいるというのは悲しいことです。

18 歳未満の子どもが守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを

明確にした子どもの権利条約は、１９８９年に国連で採択されました。生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利、差別の禁止、生命・生存・発達の権利、聞かれる権利の原則があります。

聞かれる権利は、子どもの権利条約によって初めて登場した考え方です。子どもが大人と同じように１人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要だと、子どもならではの権利も定めています。

日本がこの条約を批准したのは１９９４年４月で、国連での採択から５年も経ってからです。この権利条約が児童福祉法に明確に反映されたのは２０１６年５月で、ようやく法律に子どもの権利条約が基本理念として明記されました。

しかし、日本ではまだまだ子どもの権利が確立されていません。国連・子どもの権利委員会は、繰り返し日本政府に対し、過度な競争システムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を求める勧告を出しています。子どもの権利が守られていない、このことが不登校児が増え続けることにつながってはいないでしょうか。

そこで、太子町の不登校児を取り巻く現状についてお尋ねします。

コロナ禍以降、全国的に不登校が増えていると言われていますが、太子町の状況はどうなっているのでしょうか。

太子町では早くから、適応指導教室の名前で、学校に行けない、教室に入れない児童生徒のために学校とは別の場所を確保して、子どもたちの居場所をつくってきた実績があります。不登校の子どもたちの背景も多様化していると思われる中、現在、太子町では子どもたちの学校での居場所の確保、家庭への支援策などについてどうなっているのか、太子町の不登校対応について答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 不登校の現状及び対応策についてのご質問について、ご答弁申し上げます。

不登校は、子どもたちの健やかな成長と教育の機会の保障の観点から、重要な教育課題であると認識してございます。

文部科学省では不登校を、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されてございます。

その上で、本町における不登校の状況について、令和６年度の実績で申し上げますと、

両小学校で15人、中学校で26人となっております。

また、不登校者の千人率では、小中学校ともに全国及び大阪府の平均をやや上回っている状況となっております。一方で、令和2年度からの5年間の推移を見ますと、年度によって不登校率にばらつきが見られ、全国や大阪府の状況と単純に比較することが難しい面もございます。

しかしながら、令和5年度に中学校に校内生徒支援教室、通称「あゆみルーム」を設置したことにより、中学校の不登校率が改善するなど、成果も見られております。

不登校に至る背景等については、多様化・複雑化していることから、児童生徒の状況等を多面的に見立てた上で、その子に合った支援を行うことが重要であると考えてございます。

そのため、令和8年度は、「子どものSOS見逃しゼロ」「長期欠席者のうちどこにもつながっていない子どもをゼロ」「子どもの困り感に早く気づき気持ちに寄り添った早期支援」のこの3点を重点目標に設置して、全ての児童生徒の主体的な成長を支えるために必要な施策を講じてまいります。

まず、児童生徒の居場所づくりとして、児童生徒支援教室事業を拡充いたします。

現在、磯長小学校、施設内に設置している校外児童生徒支援教室、通称「和みルーム」と町立中学校に設置してございます校内生徒支援教室「あゆみルーム」については、令和7年度、それぞれ週4日間開室しておりましたが、令和8年度は週5日間開室へと拡充いたします。

更に、山田小学校におきましても、新たに校内児童支援教室「あゆみルーム」を開設する予定としており、町立全ての学校で児童生徒を支援する体制を整え、個々のニーズに応じた多様な学びの場を提供してまいります。

次に、社会福祉の専門的な知識を持ち、学校と福祉などの関係機関をつなぎ、家庭環境への支援を行う専門職であるスクールソーシャルワーカーの活動による事業でございます。

この事業は、児童生徒が抱える様々な問題を学校だけで抱え込むことなく、家庭や地域、関係機関をつなぐチーム太子の要となる事業として取り組んでおり、令和7年度までは各校に週1回派遣していたスクールソーシャルワーカーを令和8年度からは両小学校へ週3回派遣に拡充し、児童生徒や保護者、教職員に対して継続的で実効性のある支援を行ってまいります。また、中学校にはスーパーバイザーを派遣し、学校のニーズに

応じた支援を継続的に実施してまいります。

更に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールロイヤーなどの専門職で構成する学校支援チームの体制も充実させ、緊急の対応が必要な場合においても、学校だけで抱え込むことなく、教育委員会と専門職が一体となって支え、心のケアや家庭環境へのアプローチなど包括的な支援を行ってまいります。

今後も、これらの取り組みを通じて、子ども一人ひとりに寄り添いながら、誰一人取り残さない支援の充実に努めてまいります。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございました。

近隣の自治体と比べると、太子町はコンパクトな町の良さを活かし、きめ細かな対応がなされ、子どもが選ぶ子どもの居場所・活動の場が何か所もあることがよく分かりました。

太子町はどことも関われない子を0にするということで頑張っておられるとのことですが、ただ、それでも、太子町内のどこにも行くことができない子どもはどうなっているのでしょうか。町内は無理でも、町外にあるフリースクールにだったら行くことができるかもしれません。太子町でフリースクールに通っている児童生徒はいるのでしょうか。

他の自治体では、他市まで出かける交通費を補助しているところもあります。補助制度を創設すれば、親の経済的負担も軽減され、子どもの学ぶ場の選択肢が広がっていいと思うのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

また、子どもたちを取り巻く支援員、教師、保護者などの大人たちが登校を目標とするのか、学習も同時に求めるのかなど、学校内での共通の認識、理解が大切です。

不登校支援は単に登校の有無の問題ではなく、将来への社会的自立や自己肯定感の形成に係る重要な問題であります。不登校が急増している背景には、先生も子どもたちも時間に追われ、がんじがらめにされた教育現場にあるのではないのでしょうか。

小学校4年で6時間授業、2年生でも6時間目の授業があります。休み時間が削られ、トイレの時間も短く、給食もゆっくり食べられないなど、子どもたち、先生たちは忙し過ぎます。

また、追い立てられる過度の競争、管理教育の中で、2007年から始まった全国学力テストや、更に、大阪では、すすくウォッチ、チャレンジテストなどが押しつけられ、子どもたちも先生たちも競争教育に追い立てられています。休み時間、子どもたち

と一緒に触れ合う先生たちの姿も見られなくなりました。

子どもの命や育ちは社会の影響を強く受けます。子どもの権利が守られた安心安全な環境が土台にあることが必要です。しかし、家族も学校も子どもを支え切れない状況で、社会の在り方が問われています。

このような教育現場のしんどさが不登校を生む最大の原因と考えますが、不登校の急増の背景、どこに問題があると思われますか。そして、子どもたち、親たち、先生たちにとって学校はどうあるべきだとお考えになられますか。教育長さんの考えをお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） 私のほうからご答弁申し上げます。

まず、不登校の状況にある児童生徒についてお答えいたします。

本町において不登校の状況にある児童生徒については、全ての子どもたちが学校や児童生徒支援教室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校支援チーム、その他関係機関と何らかの形でつながりを持っております。そうした機関との連携を通じて、子どもたちに寄り添い、適切な支援が届くよう努めております。

現時点で、入学後一度も学校に登校できてない状態が続き、更に学校や関係機関とのつながりを持っていないという児童生徒はいない状況です。

教育委員会としては、今後も不登校の状況にある児童生徒や学校に行きづらさを感じている子どもたちを丁寧に把握し、一人ひとりに寄り添った支援を継続してまいります。

次に、フリースクール等の民間団体に通っている児童生徒数は1名で、在籍している学校とフリースクールが適時連携を取って、学習内容等について協議を行っております。

また、フリースクール等に通う児童生徒への支援制度については、国としては統一した制度がなく、自治体によって交通費補助や利用料補助など様々な取り組みが行われておりますが、現時点では実施していない自治体が多い状況でございます。

こうした支援が保護者の方の経済的負担の軽減や子どもたちの学びの場の選択肢が広がっていくものであることは理解しておりますが、一方で、本町の現状においては、児童生徒支援教室を活用するなど、町内における支援を充実させる体制を優先して推進しております。

不登校に至る背景については、文部科学省が示す主な理由として、無気力・不安、生活リズムの乱れ、人間関係、学業不振などが挙げられ、多様化・複雑化していると言わ

れています。また、これらに加え、不登校への社会の理解が変わったことも要因の1つであると考えております。

また、不登校の課題についてですが、学校に通うことができないことで学びの機会が制限されるという点があります。しかし、不登校は単なる学校に通えない状態ではなく、子どもたちが何らかの困り事や不安を抱えていることの現れでもあります。そのため、子どもたち一人ひとりの状況に寄り添いながら、学校、家庭、地域、行政が連携して支援することが重要です。また、子どもたち自身が抱える問題だけではなく、学校の対応、家庭の支援環境、地域の支援体制といった点も、問題解決のためには欠かせない視点であると認識をしております。

学校はどのような状況の子どもたちに対しても居場所を提供し、安心して学べる場ではないと考えております。また、教員が不登校の背景や要因に関して十分に理解を深めるとともに、関係機関と緊密に連携して、柔軟で丁寧な支援が行えるよう努めることも大切です。

最後に、私自身の不登校に対する思いを申し上げます。

不登校は決して特別なことではなく、子どもたちが育ちゆく中で様々な悩みや葛藤を抱える等、現れる1つの状態であると認識をしております。その上で、不登校の状態や背景を理解し受け入れる視点こそが第一歩であると思います。そして、学校では支援し切れない課題がある場合には、家庭や地域、行政機関が一丸となって子どもを支える仕組みが必要です。

教育委員会がこれからも不登校の状態にある児童生徒にしっかりと向き合い、太子町の全ての子どもたちが自分自身の未来を拓くことができるよう、その基盤を築いていきたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

不登校は子どものせいではない。不登校を怠けや弱さと捉えたり、親が甘やかしたりしたせいだと言うのは誤りです。子どもが学校に行くことは義務ではない。子どもは安心して休む権利がある。不登校への支援の基本を、子どもの心の傷の理解と休息、回復の保障に置くことが大切です。

保護者が子どもが学校に行けないことを不安に感じ、心配するのは自然なことです。保護者が子どもたちの本当のつらさに近づこうとする、子どもの声なき声に耳を傾ける

ことです。なぜ行かないのか、無理に子どもから聞き出そうとしないことが大切です。保護者の姿勢が変われば子どもたちの態度も変わっていきます。また、不安を抱える保護者同士がつながって苦しい胸の内を語る場があれば、気持ちが楽になり、子どもたちへの接し方も変わります。ぜひ話合いができる場、親の会をつくってください。要望しておきます。

そして、今、親が離職せざるを得ない不登校離職も問題になっています。保護者同士のつながりも大切ですが、保護者がいつでも何でも安心して相談できるよう、関係機関の体制づくりが必要です。

また、2025年1月から、厚生労働省が介護休暇の基準を見直し、不登校の子どもがいる親も介護休暇を使えるようになりました。制度を知らない保護者の方もいらっしゃると思います。保護者が活用できる啓発、周知徹底をお願いいたします。

全ての子どもたちにとって学校が安心でき安全な場所となり、児童生徒誰もが通いたくなる学校づくりを求めて、この質問を終わりにします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、2問目、町のシンボルである二上山を守ることを求めて質問します。

9月議会でも西田議員が一般質問をしましたが、引き続き、現状に対する対応をお尋ねします。

責任の所在を問う質問に対し、当該事業地は奈良県域ではございますが、二上山は本町にとって大切なランドマークであり、その美しい環境は太子町の財産でございます。本町といたしましても、まずは許可権者である奈良県や香芝市において適切な対応が行われるよう、それぞれの対応を注視してまいりたいと考えておりますとの答弁でした。奈良県香芝市のことでもあり、奈良県が許可を与えている以上、現状では大阪府が口を出せることでもないし、太子町としては見守るしかないという答弁だったと思います。

ところが、香芝市の住民団体の方から、盛土の一部が大阪府と奈良の県境を越え、太子町に越境しているのではとの連絡がありました。また、産廃処理を行っている事業者の代表名義で盛土周辺の太子町の土地が取得されているようだということも教えていただきました。奈良県で起こっているだけの問題ではなくなっているのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。太子町ではそうした越境の事実を確認しておられるのでしょうか。また、大阪府への林地開発等が申請されていることを確認しているのでしょうか。

熱海の土石流事故がありました。大量の盛土が地震、大雨などの天災で崩壊し、太子町域にまで土砂が流れ込んで被害が及んだ場合、責任はどこになるのでしょうか。太子町が責任を負うことにはならないのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 私のほうからご答弁申し上げます。

ご質問については、昨年9月議会において西田議員からも同様の質問があり、その時点でもご答弁させていただいたとおり、本件の対象となっている事業所については奈良県香芝市にあり、山から砂利などを採取する採石場として奈良県の許可を受けている事業所でございます。よって、許可権限者は奈良県でございますので、まずは許可権者である奈良県や香芝市において適切な対応が行われるよう、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、崩壊した場合の責任問題については、司法の判断によるところもあり、確定したことは控えさせていただきますが、基本的には事業者側にあるものと認識しております。

また、越境の件につきましても、先ほど申し上げたとおり、事業者は奈良県の指導の下で事業を行っておられます。事業範囲等の確認についても、まずは奈良県の指導によるものと考えております。

なお、現在まで事業者から森林法や自然公園法に関する相談や許可申請等が提出されていないことから、今のところ越境はないという認識でございます。森林法、自然公園法ともに大阪府が許可権者であるため、大阪府と情報共有を行いながら、奈良県及び香芝市の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。なかなか納得がいきませんが。

ぜひ一度太子町域に侵入していないか、危険性はないのかなど、現地を確認してみてください。盛土の高さに驚かれることと思います。

万が一のことも想定されます。事業者には責任があるのなら、熱海のような被害が太子町側に及んだときにどのような対応が想定されているのか、事業者なり奈良県なり香芝市なりに確認してください。町として、景観を守ることや災害時の対策について検討し

ていただくよう要望しておきます。

次に、二上山の柱状節理についてお尋ねします。

二上山には柱状節理が存在します。柱状節理について説明をさせていただきますと、日本全国にある火山活動によって形成された五角形や六角形の美しい柱状の岩のことで、有名なところでは東尋坊を思い出してもらえればと思います。

この二上山の柱状節理は文化財としての価値があるのでしょうか。価値があると考えられるのなら、保存も検討できないものなのでしょうか。太子町の名所にならないのでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） まず、議員お示しのとおり、柱状節理は火山活動に伴って成形される特徴的な地形であります。現時点におきまして、本町として詳細な位置については十分に把握しているものではございません。

なお、当該柱状節理につきましては、香芝市文化財担当部局や大阪市立自然史博物館に確認したところ、柱状節理自体は全国各地に見られる地形であり、特に珍しいものではないという見解が示される一方で、大阪府内では比較的珍しく、地質学的観点から一定の価値を有する可能性があるとも示されているところでございます。

更に、当該地形が過去に石切り場として利用されていた場合には、地形の形成過程や地域の歴史を示すものとして一定の価値が認められる可能性があるとの見解も示されてございます。

このように専門的見地から様々な見解が示されておりますが、文化財としての価値につきましては、専門的な評価を踏まえて判断するものと認識してございます。

以上です。

○議長（村井浩二君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

盛土は中間貯蔵施設と聞いていましたが、搬出されたことは一度もなく、大きく広がり、どんどん高くなる一方です。先日、二上山の自然を愛する会の方の案内で、再生土の盛土と柱状節理の見学に参加してきました。その盛土の高さと急な傾斜に圧倒されました。

一方、奈良県側の二上山の裾野を流れる竹田川が汚染され、水生生物の姿が消え、川

から水を引いている田んぼの稲が枯れたと聞き、周辺住民の方々の生活環境に影響を及ぼしているのではないかと危惧すると同時に、太子町にも環境に影響がないのかと心配になりました。

また、盛土の真向かいにある二上山の裾野からそそり立つ柱状節理を間近に見て、これは地質学の勉強にもなるし、観光資源にもなるのではと思いました。

ぜひ現地に足を運んで実際に見ていただくことを要望いたしまして、質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（村井浩二君） これにて、岡野議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は１１時といたします。

（午前１０時４９分 休憩）

（午前１１時００分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

次に、５番目、西田議員の発言を許します。

西田議員。

〔４番 西田いく子君 登壇〕

○４番（西田いく子君） 通告に基づきまして、１問目、国是である非核三原則に対する町長の考えをお尋ねいたします。

非核三原則は、核兵器を、持たず、作らず、持ち込ませずとする政府の基本方針で、１９６７年に佐藤栄作首相が国会で表明し、その後、度重なる国会決議で国是として確立されていると確認されてきました。以来、歴代政権は三原則を堅持することを表明し、２０２２年に閣議決定された国家安保戦略においても、三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらないと明記され、現行の国家安全保障戦略にも引き継がれています。

ところがです。高市首相は昨年の所信表明演説で、安保３文書を来年中に改定する方針を示し、国家安全保障戦略など安保３文書の改定に向け、非核三原則の見直しを検討しようとしています。高市首相は就任前から、持ち込ませずに懐疑的な立場を取っており、２０２４年の著書、日本を守る 強く豊かにでは、持ち込ませずは現実的ではないと指摘していました。

変更を許せば核廃絶を目指す国際的な取り組みに逆行し、唯一の戦争被爆国としての日本の立場は地に落ちます。２０２４年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団

体協議会が抗議声明を発表するなど、怒りの声が広がっているのは当然のことです。

非核三原則見直しの動きに対し、長崎県の大石知事は、被爆県として到底受け入れられないと述べ、広島県の湯崎知事も、三原則は絶対に守るべきものだと言っています。広島市長や長崎市長も三原則の堅持を求めています。

国会決議によって国是と宣言された非核三原則は、国際公約でもあります。一内閣の判断で変更するなど、決して許されるものではありません。

太子町では、1981年、昭和56年6月に世界連邦平和都市宣言を、昭和60年、1985年12月には人類願望の恒久平和実現への願いを込めて、非核平和都市を宣言しました。改めて全文を読み上げさせていただきます。

非核平和都市宣言に関する決議。世界の恒久平和は全人類の願望である。しかるに、近年核軍拡競争は、とどまるところを知らず人類の生存そのものが脅かされている。世界最初の核被弾国となった我が国は、再び、ヒロシマ、ナガサキの惨禍を繰り返させてはならない決意と責任を世界に示さなければならない。我が太子町においても、日本国憲法に掲げる恒久平和の原則を町民生活の中に活かし、継承させさせていくことが人間尊重の精神を育み、自然と文化、そしてより良い生活環境を守ることになる。よって、本町は国是である非核三原則の堅持を政府に強く求め、核兵器の廃絶を全世界に訴えるものである。以上、宣言する。昭和60年12月17日。大阪府南河内郡太子町議会。

更に、平成23年1月には平和首長会議に加盟しています。

そこでお尋ねいたします。被爆国である日本は、兵器の中でも核兵器の残忍さを広島、長崎で目の当たりにしています。国是である非核三原則は、平和を願う日本国民にとって本当に守り抜かなければならない大切なものではないでしょうか。

世界各地でいまだに戦争が起こり、核兵器の開発が進められています。高市政権が国是である非核三原則を見直そうとしている今、非核平和都市宣言を掲げる太子町の町長として、非核三原則を国是として守るべきものと考えているのか、田中町長の平和への思いをお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 町長。

○町長（田中祐二君） 非核三原則に対する私の考えをご答弁申し上げます。

非核三原則である、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずは、昭和42年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、その後、昭和46年に衆議院において原則遵守を求める決議が可決されたことで、日本の国是として確立されております。

私としては、世界の恒久平和を願う昭和60年12月に決議された非核平和都市宣言の思いに基づき、非核三原則は堅持すべきものと考えております。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） ありがとうございます。長い答弁がいいとは申しません。本当に簡潔に思いを語っていただき、ありがとうございます。

2024年4月10日の日米首脳会談は、共同声明でアメリカ政権は、核を含むあらゆる能力を用いた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを改めて表明しました。同年12月27日には、アメリカが有事の際の核使用について日本と意思疎通する枠組みになる拡大抑止に関するガイドラインが策定され、自衛隊が米軍の核兵器使用に関与しかねない状況が生まれようとしています。

歴代政府は非核三原則を掲げる一方、米国の核の傘に依存する矛盾した政策を取ってきました。高市政権の非核三原則の見直しは、核持込みを平時から認めることで米国の核戦略への加担を一層深め、日本を核戦争の足場にしようとするものです。武力と武力、力と力では平和は守れません。話合いの外交努力こそ平和への近道であり、何より話合いでの外交努力は軍事費という莫大なお金を必要としません。

太子町として非核平和都市宣言を守っていく姿勢を示していただきました。2026年度には平和を祈念する碑も設立されます。また、太子町議会は、2022年9月議会第3回定例会本会議で、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書を可決しています。日本政府に対し、唯一の戦争被爆国にふさわしい対応、核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求めていますよう要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、2問目、電気自動車バスの運行について説明の場を持つべきだということとで質問をさせていただきます。

広報のスケジュールには、3月中旬には走り出して、6月には乗客を乗せて走るようにスケジュールが示されています。議会の地域公共交通対策特別委員会でも同様の説明がありました。太子町の道路には青色の表示がされており、電柱の至るところにも電気自動車バスが走るということで書かれたものが貼り付けられています。

12月議会の一般質問でもこの問題を取り上げたところ、開始時期を再検討し、今後、安全性を最優先に実証実験を開始できるよう、大阪メトロと調整を進めていくこととなっております。本町といたしましても、自動運転バスの安全性確保が最重要であり、実

証運行の開始が遅れることはやむを得ないものと考えていますとの答弁がありました。

まず安全性が確保されていなければ、実証運行、遅れてもやむを得ない、こうおっしゃっておられたわけです。国土交通省から、そうであるなら、安全である、走らせるに問題はない、こうお墨つきが出たのでしょうか。この安全性、どこで確保できたのでしょうか。

太子町内を走らせてみて様子を見るようなことでは危険極まりない話で、見切り発車されて万が一のことがあって困るのは太子町であり、太子町に住む住民の皆さんということになります。国土交通省から走らせることができないとストップがかかったバスです。その後どこかで実際に走らせて、絶対に車両・車の性能の問題で事故は起こらない、絶対に起こらないと確認できたのでしょうか。ブレーキの不具合などによる事故は発生しない、こう断言できるのでしょうか。安全性について答弁をお願いいたします。

また、どのような運行形態で進めようとしているのでしょうか。スケジュールを含め、現状について詳しい説明をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） それでは、私のほうからご答弁申し上げます。

大阪府では持続可能な地域公共交通を確保することを目的に、大阪メトロと共に南河内地域において、万博会場において運行された自動運転バスの実証実験の取り組みが進められています。

本年1月29日には、大阪府において第7回新モビリティ導入検討協議会が開催され、今後の南河内地域における新モビリティ導入に向けた検討状況が協議されました。

内容としましては、自動運転バスの安定性・安全性を確保するため、特別点検として、国土交通省の指示により販売元が既に実施した総点検やリコール箇所の再点検に加え、専門家の意見を踏まえ、法定点検整備や車検以外の項目のみならず、目視などによる点検が困難な箇所や、長期使用に伴う耐久性の確認といった細部にわたる項目の点検を販売元において実施するというものです。

更に、工場において石畳や上り坂、凹凸の続く走行コースを5千キロメートル走行するほか、1千キロメートル走行ごとに車両の状態を確認されているところです。

なお、車両の試走を行う中で一部の車両に不具合が生じたことから、現在、不具合の程度、発生原因、他の車両への影響の有無などの調査を進めているとのことでございます。

南河内地域での実証実験にあたっては、特別点検や試走により安定性や安全性の確保が図られることを前提に、まずは、乗客なしの実証実験が、自動運転バスに運転手が乗務する形で3か月程度実施される予定となっております。乗客なしの実証実験の期間中においても、点検・整備体制の強化を図るなど、安定性・安全性に配慮した体制で進められ、その実証実験の運行状況を踏まえ、6月以降に乗客が乗車された形での実証実験の運行実施を行うかどうかを見極めるというスケジュールとなっております。

本町としましては、大阪府及び大阪メトロにおいて、安定性・安全性に最大限配慮した形で南河内地域における新モビリティ導入に向けた実証実験の取り組みが進められるものと認識しており、南河内地域における持続可能な公共交通の実現に向けて、近隣自治体との協議を重ねながら、大阪府と調整を図っていきたいと考えています。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） スケジュールをお尋ねしたわけです。広報には3月の中旬ぐらいには走り出すというふうに書いているんですけども、何月何日に走らせる、このこともまだ分かってないのでしょうか。

今おっしゃったように、現在も調査を進めているバスを走らせる、そういうことは無いということで、この3月中旬から始まるということ自体も動くということなんではないかな。それ、ちょっともう一度答弁お願いいたします。

G P S 位置情報も必要となってくると思うんですけど、そういうことによって住民のプライバシーに関わるようなことはないのか。また、バッテリーの処理を押しつけられることはないのか。修理費も維持費もガソリン代も大阪府、大阪メトロ、相手持ちで、太子町の負担は0で済むのでしょうか。

実証運行が終われば、できるかどうかはまず問われているわけですけども、実証運行が終われば、大阪府も大阪メトロも撤収するのではないかと。それとも、大阪メトロはやり続けてくれるのか。何より、バトンタッチすると4市町村の協議会で答えた府の職員さんがいたそうです。それを直接聞いた住民の方が、実証運行後、太子町にバトンタッチ、丸投げするようなことはないのでしょうかと心配する思いを伝えてくれました。

住民の方の疑問は書き切れないくらいいっぱいあります。何より、2025年9月議会では、中国製リチウム電池バス運行についての住民説明会の実施を求める請願が可決されています。住民の思い、議会の議決には重いものがあることはご存じだと思います。

また、12月の一般質問では、今後、情報を把握できれば、速やかに議会並びに住民

の方々に丁寧な情報を発信してまいりたいと考えております、こう答弁されておられます。３月中旬頃には無人の実証運行を始める予定が広報に掲載されています。そこまでの情報が把握できているのだと思います。先ほど府の協議会のお話もありました。広報など文書による情報発信だけでは、住民さんも私たちもなかなか内容が分からないのです。

丁寧にとおっしゃいました。丁寧にと言うのであれば、紙で知らせるだけではなく、住民説明会を求めておられるんですから、住民説明会をすべきです。いつまでも住民に直接説明するのを引き延ばすのではなく、大阪メトロも大阪府も呼んで、丁寧に住民の皆さんの不安や疑問に答えてもらうべきだと考えるのですけれども、いかがお考えでしょうか。

また、説明会の開催、府や大阪メトロが来なくても、太子町でやったださったらいと思うんですよ。この説明会の開催、いつ実施しようと考えているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（村岡 篤君） お答え申し上げます。

自動運転バスの導入に向けた実証実験は、大阪府が実施主体として費用負担を行い、安全性の確保を最優先に今後３年程度実施される見込みとなつてございます。

先ほど議員おっしゃられました今後の予定につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりの内容で実施しておるところでございまして、南河内地域での実証実験にあたりましては、特別点検や試走により安定性や安全性の確保が図られる、これを前提に、まずは乗客なしの実証実験が、自動運転バスに運転手が乗務する形で実施されるという予定になっておるところでございます。今はその特別点検や試走をやっておられるという状況と認識してございます。

また、実証運行後の取り組みにつきましては、具体的な運行場所や運行主体に関することは現時点では決定してございませんが、今後、大阪府と大阪メトロにより検討が進められるものと認識しております。

住民の方々への説明に関しましては、大阪府によりこれまでパネルディスカッションの開催や、夏祭り、竹内街道灯路祭り、文化祭、ふれあいT A I S H Iなどのイベントにおいて自動運転バスのブースを出展し、大阪府の職員自ら、８００名を超える住民を中心とする参加者に直接ご説明いただいております。また、広報たいしに連載記事を掲載

するとともに、安定性・安全性に配慮した取り組みである旨をお知らせするリーフレットの広報たいしへの折り込みの実施、更に、大阪府ホームページにおいて、お問合せ集を掲載するなど、様々な形で行われてございます。

本町としましても、本年1月16日に開催いたしましたタウンミーティングにおいて、町長自らが新モビリティ導入に向けた検討状況についてご参加いただいた住民の方々に説明を行い、理解促進に努めている状況でございます。

今後も大阪府と連携し、効果的な手法を検討しながら、自動運転バスが持つ大きな可能性や、安全第一で実証実験が進められることにつきまして、住民の方々に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 紙ベースではいろいろされているということも知っておりますし、大阪府は会議なんかしましたらホームページにアップするのが早いですから、そこから見れるのも分かっておりますけれども、請願、出ましたよね。このことについて説明会、バスについて説明会をしてほしいということについては、まだ実施されておられません。タウンミーティングの話もありましたけれども、私たち議員の案内の文書には、このタウンミーティングで電気自動車バスの運行について説明させてもらうという項目を書いておりましたけれども、広報にはそのことは書いておりませんでしたから、説明会とも思わず、その話があるとも思わず、このタウンミーティングに関心のある方が参加できてなかったと思います。

安全性を確保されるまでは十分に気をつけるということですが、乗客なしだから、乗客に被害が及ばないから安心というわけではないではないですか。運転手さんが乗っていても車が言うことを聞かないんですから、歩行者であったり物であったりぶつかって、運転手さんは乗っていますからね。外の人に影響なくても、運転手さんが事故でけがすることもあるかもしれないではないですか。だから、現在も調査を進めている。これが本当にブレーキミスなんかないというのが100%確認できるまでは、太子町としてはそんな危ないものを走らせてもらったら困るということをはっきり伝えるべきだと思います。

3月2日付の毎日新聞に、国土交通省の立入検査後、大阪メトロでは万博で使用したバス150台に加え、小型のオンデマンドバス40台を含む計190台の使用を中止、運行の再開は未定。この中にうちのバス、走るバスも入っているんでしょうかね。万博

のレガシーとして南河内地域で予定されていた自動運転バスの乗客ありの実証実験も6月に延期されていると書かれています。ハンドル操作時にブレーキホースが車体に接触してブレーキが利きにくくなるおそれが払拭されていません。

大阪府と大阪メトロとで進めている自動運転バスが、万博のレガシーの名の下、府議会で提案され、太子町内を走ることによって、実証運行しようということになっています。大阪府主導で進められてきたことですから、太子町が詳しく説明できなくても仕方がないのかもしれないと諦めの境地にも陥っておりますが、ですが、そうであるならば、運行主体の大阪メトロからでも構いませんし、大阪府からでも構いません。何でしたらメトロも大阪府も両方ここに来てもらって、詳しく説明できる担当者が住民の前で分からないということをお答えすることもないでしょうから、この担当者の方から説明をしてもらって疑問に答えてもらえば、住民も安心できると思います。

ぜひ大阪府と大阪メトロの担当者の参加をしてもらって、そのもとで住民説明会を開催していただきますよう強く要望いたしまして、この質問を終わります。

最後に、3問目、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」、これが今後どうなるのか質問させていただきます。

太子町の道の駅ですけれども、府内一番最初にできたのが千早赤阪村の道の駅で、2番目が太子町の道の駅だったように聞いておりますが、当時は地場産商品を販売することよりも、純粋に車の休憩場所ということでつくられていましたので、早くできた千早赤阪村の道の駅も太子町の道の駅も、今では多く見られる複合型の道の駅ではありません。小ぢんまりとした道の駅です。

この太子町の公共施設の中では、道の駅はそんな古くもなく、住民の方が行くというよりも、元々車の休憩場所でしたから、車で訪れる者が立ち寄ることが主たる目的の道の駅だったと思うんです。

この道の駅の再整備計画が急に町の施策として現れてきました。令和5年第3回定例会9月議会の追加議案として、一般会計補正予算の中で道の駅現状分析業務委託料65万円が計上され、決算ではこれが使用されました。令和6年第2回定例会6月議会、この一般会計補正予算で今度は道の駅運営事業再整備検討委員会委員報償費28万円、旅費などが計上されました。しかし、6月議会にわざわざ補正までしておきながら、全額使われずに決算に表れませんでした。

ところが、また令和7年当初予算で道の駅再整備基本計画策定委託料として1千10

0万円と委員報償費を含む道の駅再整備事業、全部で1千137万8千円が計上されました。3月17日、今日現在、委託先が決まっておらず、このままでは、令和6年と同様、予算を流すことになりそうです。

ところが、3月議会で多くの事業が決算の数字に近づけるために予算の精査をする中、1千万円を超える事業、この事業が進んでいないにもかかわらず、補正予算で精査の対象にされていません。最後まで頑張る、そうだととしても、もう17日です。本来あるべき補正の在り方として、減額補正、精査しておくべきではなかったのではないのでしょうか。

元々何がしたいという基本中の基本となる計画がないことに問題があったと考えています。一体誰が何をしたいのか。今の場所で拡張するのか。場所を変えるのか。物販する場を増やすだけの、それだけの太子町、農産物、品物があるのか。太子町民であっても、車がなければ行くことが困難な場所にあります。住民のためなのか、車での子客のためなのか、こういった疑問の声が数多くあります。1千万円以上もの予算がついているのですから、何らかの議論があつてしかるべきだと思うのですが、今日のこの日までどのような議論がなされてきたのでしょうか。お答えください。

2026年度も予算がついていますけれども、2年続けて予算を流しておきながら、今後どうしていこうと思っているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 道の駅「近つ飛鳥の里・太子」につきまして、開設から約30年が経過し、施設の老朽化や設備故障の増加、駐車場・休憩スペースの不足など、複数の課題が顕在化しています。こうした状況を受け、令和4年度から大阪府と共同で勉強会を立ち上げ、令和5年度には検討会として体制を整え、課題整理を進めてきました。また、外部専門家による現状分析調査を実施しています。

令和7年度におきましては、これまでの検討内容や調査結果を踏まえ、再整備検討委員会の設置に向けた準備作業を進めてきたところです。具体的には、庁内の関係部署間で課題の洗い出し、役割分担の整理や土地利用に関する法令や規制、手続きなどの制約条件を詳細に確認し、所管ごとの認識のすり合わせを実施しました。併せて、地元関係者と個別に意見交換の機会を設け、現場の課題や懸念などを丁寧に伺いながら、再整備に向けた論点の整理を進めてきたところです。

道の駅に求められる役割は、開設当初の休憩施設から、地域活性化、観光拠点、農業

振興、防災機能など多岐にわたるものへと変化しています。加えて、近隣には大型の道の駅が整備されるなど、本町の道の駅を取り巻く状況は刻々と変化しています。このため、本町としても、今後どのような役割を担うべきか慎重に検討を重ねる必要があります。また、本町の道の駅は、大阪府との共同設置施設であるため、大阪府との調整や協議などが肝要であります。

今後につきましては、地元関係者の皆様のご意見を踏まえつつ、事業の方向性を検討するとともに、機運の醸成状況を確認しながら取り組みを進めてまいります。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） まだまだ関係者の声も聞かなあかんし、方向性を探っている段階で委託というのは、やっぱりちょっと乱暴だったのと違いますか。ですから、使えずに、今回も流れてしまおうとしているのではないのでしょうか。

日本共産党議員団は、このような曖昧な事業に対する委託料1千100万円を当初予算に計上することに反対し、2025年の3月議会において、一般質問でもこれはどうなんかということを質問しましたし、一般会計予算では修正動議まで出して減額を求めました。結局、2025年度当初予算で曖昧なままで進めるべきではないと問題提起したことがそのまま、あってはならないことですがけれども当たりまして、全く進んでいないという現実になりました。このことに対して町長は責任を感じないのでしょうか。

同じように町内を考えるとということで、NIPPONIA事業を進めておりました。この調査結果がいち早く出まして、そこでは、太子町は観光の機運醸成が必要。機運からもうつくっていかないと、まだまだ観光のまちと違いますよというこの結論で、観光のまちとしては機能していないという結果だったと思っています。道の駅も太子町の町の観光に位置づけられていますけれども、観光の機運醸成が必要というこの今の住民意識のもとでは、たとえ道の駅を充実・拡張したところで、毎日毎日あふれるほどの人、住民さんが来るとは思えません。

大体、道の駅をやっている方、公共交通の委員さんにもいらっしゃいますけれども、そしたら、のってこバス、走らせてほしいとおっしゃいます。だけど、土日しかそののってこバスも行きません。そんなところにありますから、車のない住民さんが簡単に行ける場所でもありません。2年も予算をつけながら事業実施が前に進まなかったのは、住民の皆さんから沸き起こってくる道の駅を充実してほしい、こういう声がないのに、大阪府が言うままに進めてきたことに問題があったのではないのでしょうか。

2025年3月、私の一般質問に対して町長は、予算執行についても慎重に行っていききたい、こう答弁されておられます。

お尋ねいたします。慎重に行った結果が、今日まで委託することなく、事業が進むことなく終わったということなののでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（村井浩二君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 令和7年3月における町長の予算執行について慎重に行っていきたいという答弁は、これまでの経緯や状況を踏まえ、拙速に委託へ進むのではなく、必要な調整や確認を丁寧に行うべきだという考えに基づくものです。

道の駅の再整備につきましては、将来像を慎重に検討する上で、委託に先立って整理しておくべき事項や関係者と調整すべき事項がございます。こうした準備作業を進めるとともに、地元関係者の皆さんの受止めや機運の高まりなどを慎重に見極めていたことから、現在のところ予算の執行には至っていないものです。

いずれにいたしましても、道の駅の将来像については、地元関係者の皆様などのご意見を伺いながら、大阪府と連携を図りつつ、本町として財政状況にも十分配慮しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（村井浩二君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） そうでしょう。ですから、まず住民さんを集めて、議員も入れてくれると言っていましたよね。そういう協議会を立ち上げるというのにわざわざ補正予算までつけて、その話合いもなく補正予算を流して、なのに委託をつけたんですよ、委託料。調整することが大切やと思いながら、だから委託料、まだ早いのと違いますかと言ったのにやったんですよ。

1千万円って太子町の予算の中で小さくありませんよ。精査するお金、本当に小さなお金でも精査して、元に戻して決算に近づけようとしてきたのが3月議会の補正だったではないですか。それを1千万円を置いたままというのは、ちょっと幾ら何でも、会計処理としてもいかなものかなと思います。十分反省していただきたいと思います。

これも2025年、一般質問での町長答弁です。もうそのまま言いますけど、以前から見ていただいたとおり、駐車場が狭い。また、売場面積が狭いということで、この間に売場面積の拡張もさせていただいたこともございます。しかしながら、まだ十分な状況とは言えないというように、私自身思っております。そういった中で、今後、太子町の道の駅をどうしていくかというところをしっかりと議論していかなければならない、

ここでもしっかり議論せなあかんとおっしゃっているんです。それは、ある意味、私に課せられた責務でもあるかなというふうに思っております。そして、これからどうしていくかについては、まだ、正直、答弁でも申し上げています、拡張ありきということではなく、しっかりと議論を重ねながら、今後どうしていくかというところをしっかりと進めていきたい。当然ながら、国、そういったところの補助メニュー、そういったものもしっかりと活用する、そこも当然検討はしていくという、町の持ち出しだけは決してないというところでございますとの答弁でした。

太子町の住民さんが元気になるまちづくり、それに道の駅の発展が必要だということであれば、そこは進めていただいていいと思うんですよ。ただ、皆さんの声を聞かずに、大阪府が持っていますからね、トイレとか。大阪府がそろそろ変えましょうかというところに乗って話を進めてきたこのボタンの掛け違いが今になっていると思うんです。先ほどの自動運転バスの話もこの道の駅の話も、大阪府が関わっていて、大阪府がこう言うから、大阪府がこう示しているからで進めているところにちょっと問題あるというところをしっかりと考えていただきたいと思います。

地方自治の本旨、条例のときも言いましたけど、条例制定権も自治体にあるというように、自治体には自治体独自に進めていく、太子町独自に太子町の住民さんのために施策をするということが求められております。太子町らしさを発揮する上でも、どの事業が必要でどの事業が必要でないか、大阪府に対してしっかり物を言い、住民さんの目線で太子町を良くしていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村井浩二君） これにて、西田議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

次に、6番目、濱地議員の発言を許します。

濱地議員。

〔9番 濱地知英君 登壇〕

○9番（濱地知英君） 議席番号9番、やわらかい、濱地知英でございます。通告により一般質問を行います。理事者の皆様におかれましては、適切なご答弁よろしくお願い申し上げます。

質問背景。町長施政方針の中で触れられておりましたとおり、切れ目のない子育て支援の充実やDXの推進による住民サービスの向上に取り組まれているとのことであり、

その方向性について共感しております。

また、太子町では、母子手帳の紙媒体を補完する形で母子手帳アプリが令和8年2月より導入され、子育て世帯の利便性向上に資する取り組みが進められていることと認識しております。一方で導入したツールの効果をより高めていくためには、利用状況の把握や周知の工夫、更には現場の運用負担とのバランスについても考えていくことが重要であると考えております。こうした観点から、一般質問通告書に基づき質問いたします。

質問1、アプリ導入・利用状況及び周知の取り組みについて。

初めに、母子手帳アプリについてお伺いいたします。本町における導入の狙いと現時点で把握されている登録者数や利用状況についてお示しください。また、母子手帳交付時や乳幼児健診時などにおける周知、取り組みの状況並びにアプリ未登録の方に対する今後の周知強化の考え方についてお聞かせください。併せて、日本語を得意とされない子育て世帯に対し、紙媒体だけでは情報が届きにくい面もある中で、アプリを含めたデジタル活用をどのように位置づけておられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 私のほうからご答弁申し上げます。

本年の1月に本町のこども家庭センターを設置したことに伴い、子育て支援事業をより多くの子育て世帯などへの周知を行うため、母子手帳アプリを啓発ツールとして、2月より運用を開始したものです。

母子手帳アプリには、予防接種や健診の予定管理、通知機能に加え、子どもの成長発達の記録管理などの機能があり、子育て世帯の利便性の向上が期待されるほか、国が進める母子保健DXの推進の取り組みを踏まえ、導入したものでございます。

ご質問の登録者数や利用状況でございますが、現在、58名の方にご登録いただいておりますが、運用開始から間もないこともあり、現時点では利用状況の傾向の把握には至っておりませんが、今後、利用状況等を確認しながら、母子手帳アプリを利用していただけよう周知してまいります。

具体的には、窓口での母子手帳の交付時や乳幼児健診、各種イベントなどを通じて案内をお渡ししているところであり、引き続き対象となる子育て世帯に情報が届くよう、本町のホームページや公式LINEを活用しながら利用率向上に努めてまいります。

また、多言語対応につきましては、現在、英語をはじめとする10か国語の紙媒体の母子手帳を用意し交付しております。加えて、母子手帳アプリには翻訳機能があり、1

2か国語に対応しております。

今後は、日本語を得意とされない子育て世帯にも情報が着実に届きやすい支援の在り方について、母子手帳アプリの活用も含め、運用状況を見ながら取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 濱地議員。

○9番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございました。

母子手帳アプリについては、紙の母子手帳を補完する取り組みとして、子育て世帯にとって利用しやすい形で定着していくことが重要であると考えております。そのためにも、今後、登録者数や利用状況の把握を進めていただき、このような層に利用が広がっているのか、また、情報が十分に届いていない層があるのかについても確認していただきながら、より効果的な周知につなげていただきたいと思います。

併せて、母子手帳交付時や健診時の案内に加え、ホームページや太子町公式LINEなど既存の情報発信媒体も活用しながら、無理のない運用の中で利用促進を図っていただくことを要望いたします。

また、日本語を得意とされない子育て世帯に対しても、紙媒体に加えアプリという手段も活用しながら、必要な情報が届きやすい環境づくりにつなげていただくことを期待しております。

導入したアプリが現場に過度な負担をかけることなく、子育て支援の充実につながるよう引き続き取り組んでいただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

質問2、デジタル化による業務負担軽減と子育て支援の質向上についてお伺いいたします。

町長施政方針の中で、限られた財源の有効活用やDXの推進による効率的な行政運営の重要性が示されているところであります。

母子手帳アプリは、保護者の利便性向上が期待される一方で、行政側の現場では、ホームページや太子町公式LINEでの情報発信に合わせて同様の内容をアプリにも登録することとなると、複数媒体に入力する作業が生じているのではないかと考えております。そこには行政側の事務負担の増加や複数媒体に同時の内容を掲載する作業に伴うヒューマンエラーリスクが発生し、その結果として住民サービスの向上につながらない要素も含まれてしまっているのではないかと考えております。

また、母子手帳アプリには無料機能と有料オプションがあり、アンケート集計、個別通知、事前入力機能など、業務効率や支援の質向上につながる可能性がある一方で、費

用対効果の整理も重要であると考えています。更に、スマートフォンが主流となっている中で、保護者とファーストコンタクト時における電話連絡がつながりにくいケースへの対応として、個人情報保護と記録性を担保したデジタル連絡手段の活用についても今後の検討余地があるのではないかと感じております。

これらを踏まえ、1、現在の運用上の課題認識、2、無料機能、有料オプションを含めた今後の活用方針、3、LINE等を含めた連絡手段の今後の考え方についてお聞かせください。

○議長（村井浩二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 多様な情報発信につきましては、媒体ごとにデータの更新作業が必要となることから、入力の手間や更新漏れのリスクが課題であると認識しております。しかしながら、母子手帳アプリは啓発ツールとしての利便性が高いことから、本町としても更に進めていきたいと考えており、本町のホームページや公式LINEとともに運用ルールの明確化を図りつつ、業務の効率化に努めてまいります。

また、現在母子手帳アプリに導入している母子手帳機能や情報発信機能は、子育て世帯の利便性向上を目的として無料で提供されているものです。一方で、有料オプションにはなりますが、妊娠届時の窓口予約や質問票の事前提出などの機能について、先行事例を参考に費用対効果を見極めながら研究してまいります。

次に、LINEによる連絡手段につきましては、個人情報の取扱いや記録管理端末管理の観点から、慎重な運用が必要と考えております。一方で、電話による連絡手段では直接本人とつながりにくいケースも少なからずございます。

こうした状況も踏まえ、安全性と実務性の両立を図りながら、連絡手段については大阪府や他市町村の状況を参考にしながら、課題解決に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 濱地議員。

○9番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございます。

母子手帳アプリは導入そのものが目的ではなく、子育て世帯に必要な情報が適切に届き、併せて行政の業務負担も軽減することで、結果として支援の質向上につながっていくことが重要であると考えています。

母子手帳アプリの導入により、例えば、妊娠中で体調面に不安がある中でもアプリ内で手続きや情報の確認・共有ができること、また、2人目の小さなお子様を抱え役場へ行くことが難しい場合でもアプリ内で手続きを完結できるなど、子育て世帯の負担や煩

わしさを軽減するツールとして活用できるものと感じております。

ぜひこうした利便性を活かしつつ、現場の運用負担にも配慮しながら、情報発信の効率化や必要な機能の段階的な活用を進めていただきたいと思います。また、連絡手段についても、安全性や記録性に配慮しながら、デジタルツールを柔軟に活かす工夫を検討していただき、本町の子育て支援が更に充実していくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、濱地議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

（午前 1 1 時 4 9 分 休憩）

（午後 1 時 0 0 分 再開）

○議長（村井浩二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、7 番目、松井議員の発言を許します。

松井議員。

〔6 番 松井謙昌君 登壇〕

○6 番（松井謙昌君） 6 番、たいしにぎわう会の松井謙昌です。通告に基づきまして質問を行います。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

私からは、3 点ご質問させていただきます。1 つは防災公園、2 つは二上山万葉の森の関係、3 つ目は高齢化する農業者関係ということです。

まず、1 つ目の防災公園についてお伺いいたします。

役場前の町道を挟んで向かい側の元公民館跡地に整備が進められていました防災公園が、間もなく4月1日にオープンを迎えようとしています。この場所・建物は元々太子町役場庁舎だったもので、その役場が現在この庁舎が建つ前の町立中学校、木造校舎だったところに役場が移転したので、その後、公民館になったものです。そして、令和4年7月に新たに生涯学習センター太子の森がオープンするにあたりまして、その跡地の活用を検討され、防災公園とすべく、令和6年度に測量設計、令和7年度、今年度に工事整備をされました。

そこで、まず、元々役場庁舎があったところ、いわゆる町の中心とも言える場所に防災公園を整備しようとされた経緯といたしますか、意図といたしますか、それをまずお伺いいたします。

次に、防災公園としての活用について伺います。

東日本大震災の発生から今年で15年になります。地震災害、台風・豪雨等による風水害、あるいは大規模山林火災など、全国的に多くの災害が発生しています。

この太子町でも、古くは90年前の昭和11年2月21日、河内大和地震というものが起こったということです。私はこの地震のことを知らなかったのですが、約2週間前の2月28日に、町の社会福祉協議会の主催で地区福祉委員を対象として1階の万葉ホールで開催されまして、私も地元町会の地区福祉委員として参加していたんですが、3地区、すなわち春日・聖和台、山田・畑、太子・葉室の3地区ですが、この3地区合同の防災研修でこの地震のことが紹介されたのです。

二上山の南部を震源とするマグニチュード6.4、最大震度5強で、当時の磯長村で土塀の下敷きになって子ども2人が亡くなったと当時の新聞でも掲載されたということでした。また、山田村では、後屋池の堤防に亀裂が生じ、もし決壊すれば池の下の30軒余りの世帯に危険が及ぶおそれがあったため、寒い2月にもかかわらず、人が池に飛び込んで、潜って樋を抜き水を抜いたので被害を免れたとのことでした。

そのほかにも、昭和49年4月、今から約51、2年前ですが、二上山の山林火災、これは私、当時高校1年生でしたが、自宅の庭からはっきり見た記憶があります。この山林火災を機に、2トン車の消防車両が配備されるようになったと聞きました。

また、昭和57年8月、今から43、4年前ですが、台風10号によるいわゆる57災害と言われているのですが、当時、私が従事していた仕事で夜間に土のうを作り、堤防決壊のおそれのあった富田林市の当時佐備川へ職員で土のうを運んで積み上げたり川に投げ込んだりしに行ったものです。確かそのとき、富田林市と河南町でそれぞれ4人が土砂崩れなどで亡くなられたと記憶しております。

太子町や近隣で起こった様々な災害を伝承していくことも重要と私は考えます。既にこの今回の防災公園に立てられている標識、まだシートで覆われておりますが、マンホールトイレやかまどベンチなどの使用説明が掲載されているとのことですが、加えて、せっかく防災公園として整備されたわけですから、防災に関するもう少し活用を図ってはどうかと私は考えますが、いかがでしょうか。

以上2点について、お考えをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 防災公園の活用につきまして、私のほうからご答弁を申

し上げます。

まず、当該公園の整備の経緯についてご説明いたします。

本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、更に、中央構造線地震が発生した際には甚大な被害を受けるおそれがあることから、地域の防災力向上が急務となっております。

防災公園に隣接する指定避難所である太子町立万葉ホールは、本町防災対策の重要な拠点と位置づけており、万葉ホール周辺の生涯学習センターと役場水防倉庫には、非常用トイレ、簡易ベッドや食品等の備蓄品が保管できる防災備蓄倉庫を設置しております。

しかし、災害発生時に避難者への対応や炊き出し、支援物資の配布、また、避難場所やボランティア活動の拠点、避難者の休憩場所等、更なるスペースの確保が必要であるため、老朽化が進んでいた町立公民館を取り壊し、その跡地に防災機能を備えた公園を整備いたしました。

今回整備しました防災公園には、かまどベンチ、防災パーゴラ、トイレ用マンホール、ソーラー照明といった防災機能が備えられており、災害時には避難生活を支援する役割を果たします。また、平常時には地域住民の憩いの場や活動の場として活用され、住民の交流や地域コミュニティの強化にも寄与するものと考えております。

今後の防災面の課題としまして、車中避難者への支援を含めたスペースの確保、発災後速やかにキッチンカー、入浴支援による風呂等を配備できるスペースの整備を検討していく必要がございます。

防災公園の設置後も、本町の防災の観点から必要な土地利用や施設整備について検討を継続し、地域防災力の一層の向上に取り組んでまいります。

○議長（村井浩二君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） 先ほど太子町で起こりました災害を幾つか紹介いたしましたが、それらを例えばパネルにしてバス停待合に掲示したり、役場玄関横にある公告文を掲示するガラスケースのようなものを防災公園に設置して中に掲示するとかを今後ご検討していただくよう要望しておきます。

また、防災公園が整備されるにあたって、隣接する宗門池公園、ここには遊具も設置されておりますが、これら2つの公園がつながったらより使い勝手が良くなり、いいなと私は思っております。今はネットフェンスが立てられていますが、このフェンスを取

り払い、2つの公園をつなげていただけるよう要望しておきます。

更に、宗門池公園には大きな桜の木が10本ほどありましたが、クビアカツヤカミキリの被害で既に6本ぐらいが伐採され、残りの木も花のつぼみをつけているのが僅かとなっております。幹、枝ももろくなっており、強風による枝折れの危険もあるので、今年の開花状況が芳しくないものがあれば思い切って伐採し、新しく芽吹いてくる新芽を活かしたり、新しい苗木を植えることもご検討していただくことを要望しておきます。

続いて、2点目の二上山万葉の森の利用者の駐車場対策と交通安全対策についてお伺いいたします。

太子町観光担当課や一般社団法人太子町観光協会が発行、あるいはお問合せ先になっているパンフレットや冊子には、必ずと言っていいほど二上山あるいは二上山万葉の森が紹介されています。例えば、じゃらん太子町観光学習帳、これですね。これには二上山の紹介では、次の頁をめくったところにありますが、二上山の紹介では、万葉集にも、二上山を詠んだ歌が残されている。気軽に楽しめる登山ルートがあり、桜やあじさいなど四季折々の花も美しいと書かれてあります。年間を通じて多くの人が訪れています。

そして、二上山へのアクセスについて、パンフレットによっては、二上山万葉の森へは、お車でのお越しが便利ですとして、お車をご利用の場合と公共交通機関をご利用の場合とに分けて紹介されておまして、地図やイラストマップには駐車場のマークとしてPと書かれています。こういう冊子ですね。ここにPと書かれています。

現場の駐車場の状況としましては、国道166号を峠に向かって上っていきますと、まず、左側にログハウス風のレストラン、万葉の森案内所のところと、更に50メートルほど上った右側のところの2か所があり、イラストマップではそれぞれ約30台と約50台駐車と書かれています。ただし、万葉の森案内所のところは、3年ほど前、一部陥没が起こり、応急復旧工事がなされたものの、安全のためロープを張り巡らせ使用禁止になっているため、駐車スペースは約20台となっております。

そこで、まず、太子町として、この二上山万葉の森にどのように関わっているのか、そして、3年ほど前の陥没時に応急復旧工事など何か対応されたのか、その点をお伺いいたします。併せて、町の関わり方にもよりまずけれども、陥没応急復旧箇所の抜本的な対策の今後についてのお考えもお伺いいたします。

次に、この陥没による影響で、案内所のところの駐車スペースの減少分は、峠に向か

って右側の駐車場部分で対応していると思うのですが、ここに車を止めた人は、二上山へ登るには国道を横断しなければなりません。現地に行けばすぐに分かりますが、奈良県側から大阪府側へ峠を下ってくる車のスピードはかなりなもので、しかも横断歩道マークもなく、唯一少しカーブに差しかかる手前に、カーブ注意との路面標示があるだけです。そのカーブの先には、時期は分かりませんが、車が衝突して破損したと思われるガードレールがそのまま放置されたままになっています。このガードレールの向こうが、陥没で使用禁止にしている駐車場部分であります。

これらのことから、峠に向かって右側の駐車場から横断する人の交通安全対策として、横断歩道表示マークの設置や衝撃のある路面舗装など、また、破損しているガードレールのつけ直しを、警察あるいは道路管理者である大阪府に要望してもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 二上山万葉の森の駐車場及び交通安全に関しまして、私のほうからご答弁申し上げます。

二上山万葉の森は大阪府の施設であり、太子町は当該施設の維持管理を大阪府より受託しております。受託範囲は、園路や広場などの草刈り、清掃、施設の軽微な補修並びにトイレの清掃など日常管理を担っております。

ご質問にあります3年前に発生した駐車場の陥没については、埋め戻しなど応急的措置を実施したところではありますが、構造的に抜本的な改修が必要な状態であり、安全確保のため、現在、駐車場の一部を閉鎖しております。この陥没箇所については、万葉の森としての維持管理の受託範囲に含まれていないため、対応については大阪府と協議を進めているところでございます。

登山客の方々には、残りの駐車場と道路を挟んだ駐車場をご利用いただいておりますが、道路の横断時に安全面で課題がある点については認識しております。ただ、この駐車場が公的なものではなく、個人が私的に提供していただいているものであることなど、周辺状況を踏まえながら、利用者の安全確保について大阪府と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、太子町は二上山の自然環境美化にも関わっており、毎年、春と秋の年2回、太子町自然を守る会によります二上山クリーンハイキングを開催し、一般参加者の方々と共に美化清掃活動を実施しております。更に、奈良県葛城市、香芝市及び太子町で構成

しております二上山美化促進協議会では、登山を楽しんでいただくためのイラストマップを作成し、イベント等で配布し、二上山の利用促進と自然保護に取り組んでいるところでございます。

ご質問にあります登山客の安全を図るための路面標示や注意喚起のための対策につきましては、道路管理者である大阪府及び交通管理者である富田林警察と設置に向けた協議を行いたいと考えております。

午前中のご質問にもありましたが、二上山は太子町にとって大切なランドマークであることは十分認識しております。よって、利用者の安全確保と利便性の向上に向け、引き続き関係機関と連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村井浩二君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） ありがとうございます。ぜひ前へと進めていっていただきたいと思います。

続きまして、3点目、高齢化する農業者の作業支援等に従事する人材の育成・支援について伺います。

春日神社の拝殿から近鉄南大阪線越しに北東の山の斜面を見渡しますと、ブドウ栽培のビニールハウスや上の太子観光みかん園を眺めることができます。例えばブドウ栽培を取ってみると、真新しいビニールを張ってあるところも多く見られますが、総じて見ると、これらビニールハウスも、例えば3、40年前と比べると格段に減少しております。

当時、上ノ太子駅からの通勤の帰り道、月夜のきれいな日にはビニールハウスに月明かりが反射して、これは私だけかもしれませんが、あんなところに住宅団地があったかなと見間違ふほどのことが何度かありました。最近は、住んでいる地区の役回りでその辺りを見に行くことがあるのですが、ハウス跡にパイプだけが残っていたり、草木が生え放題になっていたりするところが多々見受けられます。

また、斜面は見た目よりもはるかに急傾斜で、ここでのハウス張り、ジベラづけ、ジベレリンですね。ビニールハウスの上げ下げ、収穫、搬出、選定、施肥、除草などの作業負担は、高齢者だけでなく若い人にとってもきついものと思います。

これまで新規就農者の育成に府や町としても粘り強く取り組んできておられ、若い就農者も増え、定着されている一方で、栽培が思うようにうまくいかなかったりして離農

していく人もおられると聞いております。

ここで、総務省が所管している事業として、地域おこし協力隊という事業が同省のホームページの中で紹介されております。この事業の実施にあたっては、地域おこし協力隊推進要綱が定められ、地域おこし協力隊員、地方公共団体、総務省のそれぞれの役割、それから対象者、この事業を行うにあたっての留意事項などが事細かに規定されているとともに、事業の推進に向けた財政措置も定められております。全国の活動状況も紹介されておまして、大阪府内では受入自治体として能勢町と岬町の名前が挙がっております。

そこでまず、この事業に対する太子町としての評価、今後の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

また、本町を中心に活動されているNPO法人太子町ぶどう塾、町の福祉センター近くには研修園、実習園もありますけれども、ブドウ農家が高齢化する中であって、高齢者作業支援従事者の育成に取り組んでおられるのは心強い限りと思っております。新規就農者、作業のお手伝い、援農といいますか、そういう人たちの参入・育成を促していくように、引き続き町として粘り強く取り組んでいただきたいのですが、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（村井浩二君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 高齢化する農業者の作業支援等に従事する人材の育成・支援について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町のブドウ、ミカンをはじめとする果樹農業は、太子町を代表する産業であり、地域の景観や交流人口の創出にも大きく寄与してきたところです。一方で、議員ご指摘のとおり、農業者の高齢化が進む中、傾斜地での作業やハウス張りなど重労働を伴う作業が負担になってきているという農業者さんからの声があり、営農の継続が難しくなることが耕作放棄地の拡大につながるため、町としても強い危機感を持っております。また、援農として作業に従事される方に対する人件費の高騰も、同様に大きな問題となっております。

このような状況の中、議員のご質問にもありました総務省が取り組んでいる地域おこし協力隊の活用については、選択肢の1つではあると認識しております。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援など

の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みでございます。

要件として、まず、条件不利地域として太子町が判定される必要があります、これは総務省が定める地域要件に基づき判断されるため、現時点では本町が必ずしも対象となるとは言えませんが、今後、制度の適用の可能性などについて、情報収集に努めながら確認してまいります。

本町の基幹産業である農業を守り、次世代につなげていくことは極めて重要な課題であり、新たな担い手の確保や農業者の作業負担の軽減に取り組んでいく必要がございます。本町としては、国・府の補助金を活用したスマート農業機器の導入や、負担軽減につながる設備投資などに対する支援について、引き続き検討してまいります。

一方で、農業の現場を理解し、地域の実情に即した取り組みには、何よりも地元の方々の協力が有効であると考えております。中でも、NPO法人ぶどう塾では、太子町を中心にその卒業生の方々が現在も援農隊として活動し、高齢農業者のハウス張りの応援や、耕作ができなくなった方から園地を引き継がれていることは、本町の農業振興施策にとって大きな力であり、これまでの成果の1つであると言えます。その他、本町の若手農業者の有志の方が協力し、町内の高齢農業者に対する援農活動をされております。

太子町としては、こうした自主的な活動を後押しする立場として、各団体と情報共有を行いながら、町内での取り組みの状況などについて情報発信を行い、幅広く周知することで、農業者の皆様が様々な場面において活用しやすい環境づくりに努めてまいります。

いずれにしても、本町の農業が次世代に継承されることにより、耕作放棄地の減少、中山間地域における豊かな農空間の保全、農業者の所得向上につながるよう、農業者の皆様の主体的な取り組みを尊重しながら、行政としても、農業者の方がどのような課題を持ち、どのような支援を求められているのか、それに対しどのような支援が行えるのか調査研究し、共に問題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村井浩二君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） 積極的なご答弁ありがとうございました。何とぞご検討、取り組みをよろしくお願いいたします。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて、松井議員の質問を終わります。

次に、８番目、辻本議員の発言を許します。

辻本議員。

〔５番 辻本博之君 登壇〕

○５番（辻本博之君） 議席番号５番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、小中学校体育館空調設置について、２点質問をさせていただきます。

熱中症のリスクが年々高まっていることから、生徒の健康維持のための空調設備の設置が求められています。また、学校体育館は災害時の避難所としても利用されるため、被災者の心身の健康を守るためにも空調設備を設置することは重要です。

体育館空調の方式にはいろいろあり、設備用パッケージエアコンは、主に工場や倉庫、ホールなどの広い場所に設置されています。輻射式冷暖房は、施設内の天井や壁に設置したパネルの内部に配管を通して冷温水を流すことによって冷暖房を行う空調設備で、無風運転のためスポーツへの影響を防ぐメリットがあります。スポットクーラーは、床に置いて局所的に冷風を送る設備です。

体育館の大きさや屋根の状況などで機材も変わりますが、太子町ではどのような空調機材の導入を検討されているのか、必要経費はどれぐらいになるのか、現在分かる範囲でお聞かせください。

次に、体育館に空調設備を設置すると、初期費用だけでなく、電気料金やメンテナンスなどのランニングコストが必要になります。導入時に低コストでも、維持管理が高額になってしまっては話になりません。

多くの体育館は断熱が不十分で、屋根や外壁から熱が出入りしやすいのが実情です。そのような状況で空調を導入しても、外気温の影響を強く受け、冷暖房の効率化が低下してしまいます。屋根や壁、窓へ対策を講じ、熱負荷を軽減することが不可欠です。

断熱強化は空調設備の容量削減や電力消費量の低減に役立ちます。空調設備だけではなく、断熱と並行して体育館の快適さを考える必要があります。町としてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（村井浩二君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 小中学校体育館空調設備の設置のご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、空調機材の内容及び必要経費についてでございます。

本町では、令和８年度に町立小学校２校及び中学校１校の体育館に空調設備を整備する予定としており、現在、整備に向けた準備を進めているところでございます。

事業費は総額で約３億２千７００万円を見込んでおり、主な内訳といたしましては、空調設備の設置工事のほか、空調効果を高めるための断熱対策工事、更に、停電時にも対応できる電源自立型室外機の導入や非常用回路の整備などの費用を含んでございます。

空調設備の方式につきましては、体育館の規模や構造、維持管理面などを総合的に検討した結果、各学校体育館の壁際や点検用狭小通路の下に天井張り型の空調機を用いたガスヒートポンプエアコン（ＧＨＰ）方式の導入を予定しております。この方式は、広い空間でも効率的に空調を行うことができるとともに、電力だけに依存しないため、ランニングコストの抑制や安定した運転が期待できる設備でございます。

また、今回導入を予定している機種は、自立発電機能を備えた室外機を採用しており、停電時においても電力を確保することが可能でございます。これにより、災害時には、空調設備に加え、照明やコンセントなどへの電力供給を最大で７２時間程度継続することが可能となっております。

体育館への空調設備は、近年の猛暑を踏まえた児童生徒の熱中症対策を主な目的としてございますが、併せて、体育館が災害時の避難所として利用される施設であることを踏まえ、停電時にも活用できる設備として整備を行うものでございます。

次に、体育館の断熱性の確保及び快適性の確保についてでございます。

体育館は一般的に断熱性能が高い建物ではないため、空調設備の効果を十分に発揮させるためには、断熱対策を併せて実施することが重要であると考えてございます。このため、本町では、空調設備の設置と併せて、体育館の窓ガラスに遮熱性能を有するフィルムを貼付し、日射の侵入を抑えることで室内温度の上昇を低減する対策を実施する予定としてございます。

更に、磯長小学校体育館につきましては、建物の老朽化により断熱性能が十分とは言えない状況であるため、追加対策として屋根の遮熱塗装を実施し、屋根からの熱の影響を軽減することで空調効率の向上を図る計画としてございます。

これらの対策を組み合わせることにより、空調設備の効果を高めるとともに、児童生徒が安全・快適に活動できる体育館環境の充実が図れると考えているところでございます。

今後におきましても、児童生徒の安全確保と学習環境の向上を図るとともに、災害時における避難所機能の強化にもつながるよう、計画的に整備を進めてまいります。

○議長（村井浩二君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

屋根の遮熱塗装、窓の二重サッシ化、壁の断熱材導入をセットで行い、冷暖房効率化、コスパを上げる工事を求める声が強まっています。また、答弁にもございました地震などで停電しても稼働できるよう、自立発電機能付ガス式エアコンの設置など、快適性を守り、避難所としての機能やコスト面などにしっかり取り組んでいただきますよう要望して、この質問を終わります。

次に、子どもの居場所づくり支援について質問をさせていただきます。

今、社会構造の変化により、子どもたちが安心して過ごせる場所が減っているという背景があることから、子どもの居場所づくりが必要とされています。

少子化や地域のつながりが薄れることにより、子どもたちが遊び、学び合う機会が少なくなってきました。地縁や血縁による子育てのサポートも弱まり、家庭内での子育ても孤立化する懸念があります。更に、遊びが制限されている公園が増え、放課後に自由に過ごせる時間も減ってきています。不登校、いじめの数も増えるなど、子どもを取り巻く環境は一層厳しくなっているのが現状です。

特に厳しい環境で育つ子どもは、安全な居場所を見つけることが容易ではありません。そのため、個別のニーズに対応した居場所をつくることで、子どもの権利を守り、誰一人取り残さず支援を行う必要があります。子どもたちが安心して成長できる居場所をつくることは、子どもの健全な発育と未来の社会を支えるためにとても重要なことなのです。

子どもの居場所とは、子どもたちが学習習慣や生活習慣を身につけ、社会性を育むことができる場所です。子どもの居場所づくりの第一の目的は、子どもが安心して過ごせる場所をつくることです。

共働き家庭が増えている現代の日本では、放課後や休日に1人で過ごす子どもが増えています。安全で安心できる場所がなければ、子どもたちは孤立感や不安を感じやすくなり、非行やトラブルに巻き込まれるリスクが高まります。子どもたちが安心して学びや遊びに集中できる場所を提供することは、子どもたちの情緒的な安定と心身の健康を支えるために必要なことです。

現代では、共働きの家庭の増加や少子化に加え、地域との関わりも少なくなってきました。そのため、家庭や学校以外の居場所がなく、孤立して困っている子どもに気づきにくい社会になっています。地域と連携して居場所づくりをすることが、社会全体で子どもたちを見守ることにつながります。

様々な世代と交流できる場所をつくることも、子どもの居場所づくりに欠かせません。子どもたちは異なる世代から多くの知識や経験を学び、社会性を育むことができます。例えば、子どもからお年寄りまで交流できるイベントを開催することで、様々な世代の考え方に触れ、家庭や学校だけでは得られない知識や経験を得ることができます。多世代交流は子どもたちの社会性や共感力を育むだけではなく、高齢者を含む地域全体の活性化にもつながります。

子どもの居場所づくりの事例として、子ども食堂、遊び場、学習支援教室、学童などがあります。太子町では、放課後児童会など、子どもが1人にならないような制度がありますが、利用人数も決められており、住民のニーズに完全に応えられていないのではないのでしょうか。特に長期休みになると、両親が仕事に行っている間、子どもだけで家にいることが多くなります。子どもが安心して利用できる環境が必要なのではないかと考えますが、行政としてどのようにお考えでしょうか。

また、太子町は自然が豊かで、公園も多くありますが、昨今の記録的猛暑などで、子どもたちが過ごす場所探しに非常に苦労しています。太子の森横に交流室がありますが、すぐに満員になってしまうそうです。子どもたちだけで移動して集まれる場所が太子町の中には少な過ぎます。居場所の設置という面から、万葉ホールや太子の森等の空き施設の開放などはできないのでしょうか。

この2点についてお答えください。

○議長（村井浩二君） 副町長。

○副町長（村岡 篤君） お答え申し上げます。

議員ご質問の子どもたちが安心して過ごすことのできる場は、孤立を防ぎ、友達や様々な世代との交流、また、多様な体験を通じて社会性や自主性を育む機会につながるものと考えております。こうした居場所は、子どもの健やかな成長や発達を支える上で重要であると認識しております。

まず、本町では、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、健全な育成に資することを目的に、磯長小学校及び山田小学校のそれぞれに放課後児童会を設

置し、子どもの生活の場として遊びや交流の機会を提供しております。なお、いずれの放課後児童会の利用状況についても、利用希望者全員が入会できております。

また、現在、土曜日及び夏休みなどの学校休業日には開設時間を午前8時から午後7時にまで延長し、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所の確保に努めております。

次に、生涯学習センター太子の森につきましては、子どもたちが利用する場合には、安全確保の観点から見守り体制などが必要となり、現時点において新たな居場所として開放することは難しい状況です。

一方で、子どもたちが過ごすことのできる場づくりの一環として、夏休み期間中に子ども向け教室や各種イベントを開催するとともに、生涯学習センターの交流室などを来館者が誰でも利用できるスペースとして開放しております。

また、学校における対応としまして、山田小学校において学校長の裁量の範囲内で放課後の運動場を在校児童に開放しており、磯長小学校に隣接する青少年グラウンドにつきましても、放課後に子どもたちが安全に配慮しながら自由に利用できる状況であり、子どもたちが過ごす場の1つになっております。

議員からご指摘のありました昨今の記録的な猛暑などを踏まえ、子どもたちに関係する機関が「こどもまんなか」の視点を共有し、町有施設の更なる活用も含め、地域の中で子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりについて、課題を把握した上で検討してまいります。

○議長（村井浩二君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

子どもたちが安心安全な空間でほっとできる環境をつくり出していくのが私たち大人です。例えば、町長、議長。私たちが今いるこの議場ですが、3月、6月、9月、12月と4か月間、また、小学校の子どもたちの見学・研修等のほかは空き室でございます。この空間を未来を担う対象の子どもたちのために時間を決めて活用することはできないのでしょうか。ぜひ検討していただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

○議長（村井浩二君） これにて、辻本議員の質問を終わります。

次に、9番目、中村議員の発言を許します。

中村議員。

〔1番 中村直幸君 登壇〕

○1番（中村直幸君） 議席番号1番、自由民主党会派、中村直幸でございます。通告に基づきまして質問を行います。理事者におかれましては、明快なるご答弁のほどお願いいたします。

太子町公式マスコットキャラクターたいしくんの活用及び今後の展開について質問を行います。

1つ目といたしまして、広報紙、チラシ、のぼり等の掲載に関する活用要綱及び運用方針についてお尋ねをいたします。また、2つ目として、原画デザインの変更範囲及び原作者への協議体制についてもお伺いいたします。また、3つ目として、キャラクターの魅力向上及びバージョンアップの検討状況についてもお伺いします。また、そのほか関連質問として何点かお聞きいたします。そして、今後の活用に関する要望についてもお願いをいたします。

私は、平成20年6月定例会において知的財産権について質問を行い、太子町として歴史遺産を全国、更には世界へと発信していくために、聖徳太子の眠るまち太子町としてのブランドキャラクターまたはブランドづくりについて、本町のお考えをお聞きいたしました。

その際、当時のキャラクターブームで大変でありましたが、彦根市のひこにゃん、熊本県のくまモン、奈良県のせんとかんなどの事例を掲げ、本町においてもそれに引けを取らないキャラクターとして、太子町マスコットキャラクターたいしくんを提案いたしました。その後、幾度かの議論を経て、平成21年12月定例会において、太子町マスコットキャラクターたいしくんが決定された経緯があります。

愛くるしい永遠の5歳とされるたいしくんも、誕生から17年が経過しています。これまでに様々な場面で活用され、多くのたいしくんが生み出されてきましたが、最近では、原画のイメージとはやや異なる煩雑な表現のデザインが見受けられる場面もあるように感じております。

太子町公式マスコットキャラクターたいしくんは、本町の歴史や文化を象徴し、町の魅力を広く発信する可能性を持つ重要な存在であると考えております。現在ではイベントなどに出演し、広報媒体などで活用されていますが、町の象徴的キャラクターとして潜在力を踏まえると、より戦略的な活用を求めることもできるのではないかと考えております。

また、マスコットキャラクターは自治体のブランドイメージ形成にも関わる重要な資

産でもあり、その活用にあたっては、デザインの管理や使用ルール、運用体制などの基盤整備が重要であると考えております。

そこで、まず、本町におけるたいしくんの活用方針及び管理体制についてお尋ねをいたします。

また、次に、公式マスコットキャラクターたいしくんの原画の変更限度についても伺いたいします。

現在の原画デザインに関して、構図や解像度、ポーズなどの変更はどの範囲まで許されているのか。また、今後、広報効果の向上や媒体の多様化に対応するため、随時調整を行うことは可能なのでしょうか。更に、その際には原作者の意向をどのように尊重し、どのような協議体制の下に進めていくのかについてもお答えをいただきたいと思います。

続いて、また、たいしくんのバージョンアップについてもお尋ねをいたします。

より親しみやすく、町民に愛着を持たれるキャラクターとしての展開していくためのデザインや活用方法の見直しを検討していただけるのでしょうか。また、町のブランド向上及び情報発信力の観点から、今後どのような展開をしていただけるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（村井浩二君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町公式マスコットキャラクターたいしくんの活用及び今後の展開について、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、太子町公式マスコットキャラクターたいしくんの活用につきましては、太子町マスコットキャラクター「たいしくん」使用取扱要綱に基づき運用してございます。一般の方や事業者等が使用される場合は、申請の上、町が許可する仕組みとしておりますが、行政や教育機関等が公務として使用する場合は、円滑な事務執行の観点から申請を要しない取扱いとしてございます。

また、たいしくんを活用した町のPRにつきましては、観光推進事業の一環として太子町観光協会へ委託しており、同協会が実務的な運用を担うとともに、継続的に町の活性化及び観光振興に寄与する情報発信ツールの1つとして位置づけ、町の魅力発信を目的とした各種イベントへの出演、観光パンフレット等の広報媒体への活用を通じて、町の魅力の更なる発信と広報効果の充実につなげているところでございます。

次に、たいしくんの原画変更の範囲についてでございますが、公募採用時当初に原作者との著作権譲渡契約を締結しており、二次的利用を含む著作権は町に帰属いただいて

おります。そのため、広報媒体や各種事業において、町の責任の下、活用を行っているところでございます。

デザインの取扱いにつきましては、公募により誕生したキャラクターであることから、原作者の思いを大切にしながら活用していくことは重要であると考えており、原案の趣旨やイメージを損なわないことを基本とし、顔や基本的なデザインを変更しない範囲で、用途に応じた調整を行ってございます。

しかしながら、行政内部での使用は申請不要としていることから、使用データの統一やデザインの取扱いが十分でない面もあったと認識してございます。今後は、公式データの管理体制や庁内での使用ルールについて整理し、品質確保の維持に努めてまいります。

最後に、たいしくんのバージョンアップについてでございますが、令和8年度は町制施行70周年という節目の年であることから、原作者との調整や協議を重ねながら、新たなバージョンのたいしくんの作成を予定してございます。町の魅力発信の象徴として、たいしくんをこれからも活用してまいりたいと考えてございます。

今後も、たいしくんを本町の大切なマスコットキャラクターとして、町のPRや愛着心の醸成に位置するよう、適切に運用してまいります。

○議長（村井浩二君） 中村議員。

○1番（中村直幸君） 本当に心の籠もったご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

たいしくんを活かしていく太子町の魅力の発信をどうしていくかということに尽きると思いますが、町の象徴としてのキャラクターの活用可能性、本町の公式マスコットキャラクターたいしくんは、本町の歴史や文化を象徴する存在として、町の魅力を発信する大きな可能性を持ったキャラクターであると考えております。

現在は、町の魅力を発信する可能性の大きさを考えた上で、イベントの出演や広報媒体などで活用するようにするのが肝要かと考えております。その潜在的力を十二分に活かし切れないというところもあると思っております。また、発展の余地がまだまだ残されていると感じております。

キャラクターは、地域のブランドの重要な資産であります。マスコットキャラクターたいしくんは、単なるイラストや着ぐるみだけでなく、自治体のブランドイメージを形づくる重要な資産でもあります。

近年では、多くの自治体がキャラクターを活用し、観光にPRを、地域振興、更にはSNSを通じて情報発信など、多様な形で地域の魅力を発信しております。本町においても、たいしくんを町の象徴的存在としてより戦略的に活用していく必要があると考えております。活用の基盤となる運用体制の整理、そのためには、まず、キャラクターデザインの管理や使用ルール、公式データの統一など、基本となる運用体制を整理することが重要であると考えております。

また、このキャラクターについては、兵庫県の太子町も同じような「たいし君」を作られておりますけれども、本町は本年で70周年を迎えるわけですが、兵庫県の太子町は75周年になっております。そのキャラクターを作った時期も、兵庫の太子町と同じ時期に、兵庫さんは「たいし君」と、その当時、「あすか姫」と一緒にキャラクターの発表をされております。既に本町のたいしくんも17歳になっておりますので、そろそろ彼女もしくはお嫁さんをとという更なるイメージを与えた上での今後の作成に至っていただければと考えておりますので、要望としてお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

これにて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） これにて、中村議員の質問を終わります。

以上をもちまして、日程第1、一般質問を終わります。

○議長（村井浩二君） 日程第2、議案第22号、令和8年度太子町一般会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第22号、令和8年度太子町一般会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ4千301万7千円を追加し、総額を72億7千29万5千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、物価高騰対策に要する経費のほか、町制施行70周年記念事業に要する経費の予算措置を行ってまいります。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置として、国庫支出金、繰入金で

予算措置を行うとともに、財源調整として財政調整基金繰入金で増額を行ってございます。

以上のとおり本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第２２号、令和８年度太子町一般会計補正予算（第１号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は１９日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 ２時０１分 散会）

【 第 3 日 】

令和8年 第1回太子町議会定例会会議録

令和8年3月19日（木） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	森田忠彦君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	村井浩二君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	上野賀子君
副町長	村岡篤君	住民人権課長	小南紀子君
教育長	中道雅夫君	地域整備課長	小濱健一君
政策総務部長	小角孝彦君	観光産業課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	環境農林課長	川久保みのり君
健康福祉部長	木村厚江君	子育て支援課長	胡麻千代君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	田中信幸君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	竹井輝隆君
会計管理者 兼会計課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	松岡健一君
自治防災課長	小路展裕君		

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	山本夕芽
------	-----	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約
の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第2 議案第3号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例制定の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 議案第4号 太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件（福祉文教常任
委員長報告）
- 日程第4 議案第5号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件（総務まちづくり常
任委員長報告）
- 日程第5 議案第6号 職員の定年等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任
委員長報告）
- 日程第6 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例中改正の件（総務まちづく
り常任委員長報告）
- 日程第7 議案第8号 太子町子ども・子育て会議条例中改正の件（福祉文教常任委
員長報告）
- 日程第8 議案第9号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報
告）
- 日程第9 議案第10号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第10 議案第11号 太子町下水道条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報
告）
- 日程第11 議案第12号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第10号）（予算常任委
員長報告）
- 日程第12 議案第13号 令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）（福
祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 議案第14号 令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第14 議案第15号 令和8年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）
- 日程第15 議案第16号 令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任
委員長報告）

- 日程第16 議案第17号 令和8年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり
常任委員長報告）
- 日程第17 議案第18号 令和8年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり
常任委員長報告）
- 日程第18 議案第19号 令和8年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員
長報告）
- 日程第19 議案第20号 令和8年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常
任委員長報告）
- 日程第20 議案第21号 令和8年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任
委員長報告）
- 日程第21 議案第22号 令和8年度太子町一般会計補正予算（第1号）（予算常任委
員長報告）
- 日程第22 請願第1号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願
（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第23 議案第23号 副町長の選任について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第24 アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議
（案）（議員提出決議（案））
- 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(村井浩二君) 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会の最終日を迎えたわけですが、各常任委員会におかれましては、精力的にご審議いただき、深くお礼を申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長(村井浩二君) 日程第1、議案第2号から日程第22、請願第1号まで、以上22件を一括議題といたします。

各議案は去る2月27日及び3月17日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次報告を願うことといたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

[総務まちづくり常任委員長 辻本博之君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(辻本博之君) おはようございます。

総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第5号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件については、審議において、新たに監査に関する規定を設ける理由について質疑があり、本改正は、今年度より国庫補助金の交付を受けることに伴い予算措置を講じることとなり、その執行に係る監査を行うため、監事を置く規定を整備するものとのことでした。

また、監事の任期について質疑があり、任期は、委員に準じ、2年とのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第6号、職員の定年等に関する条例中改正の件については、審議において、管理職手当の支給対象から課長補佐を除外し、時間外勤務手当の支給対象となることによる給与の影響について質疑があり、勤務実績を基に試算を行ったところ、管理職手当から時間外勤務手当に変わることによって給与が増える職員、減る職員、両方生じる見込みであるとのことでした。

その他、本改正に当たる職員組合との協議について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第 7 号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件については、審議において、通勤手当の規定が条例から規則に移行することに伴う変更があるのか質疑があり、通勤手当の規定については、国に準じて、通勤手当額の規定を規則へ移すため条例から削除するもので、金額等内容は変更はないとのことでした。

また、駐輪場を利用する職員に対する勤務手当の取扱いについての質疑があり、駐車場は上限 5 千円の手当が加算されるが、駐輪場は対象外となるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第 11 号、太子町下水道条例中改正の件については、審議において、富田林市の条例改正に合わせる理由について質疑があり、排水設備工事の指定事務を河南町、千早赤阪村を含む 2 町 1 村で富田林市に委託している関係から、富田林市の条例改正に合わせて本改正を行うとのことでした。

また、災害時に富田林市以外の近隣市町村等の指定業者を利用することは可能か質疑があり、災害時において町長が非常時と認め、かつ、指定を受けている業者であることを確認できれば、富田林市の指定業者以外でも施工は可能であるとのことでした。

その他、現在の指定業者数、指定基準等について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第 17 号、令和 8 年度太子町山田財産区特別会計予算については、審議において、N T T 無線中継所の現在の利用状況及び今後の見通し、将来的に撤退した場合の収入減について管理会で議論があるか質疑があり、N T T 無線中継所への敷地貸付料は財産区の主な収入源となっている。将来的に中継所が撤退し、収入がなくなった場合の運営については、管理会で議論及び検討を進めるとのことでした。

その他、後屋池及び平尾池の管理実態等について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第 18 号、令和 8 年度太子町春日財産区特別会計予算については、審議において、春日財産区の今後の在り方について質疑があり、財産区では、財産の積極的な取得はできず、既存財産の維持管理及び財産処分の権限しか持っていない。また、春日財産区では、水利組合へ依頼するため池維持管理の補助金について、現状、基金を取り崩し対応している。基金の減少については管理会でも認識されており、今後の運営等を含め、議論を進めていくとのことでした。

その他、春日財産区と春日共有山の違い等について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第21号、令和8年度太子町下水道事業会計予算については、審議において、マンホール蓋更新工事及び下水道管更正工事の工期について質疑があり、マンホール蓋更新工事は、令和9年度に終了を予定しており、令和8年度予算で64基分を更新予定、下水道管更正工事については、令和7年度から工事を実施しており、令和10年度終了予定とのことでした。

また、下水道使用料収入の見込みについて質疑があり、今後、人口減少や節水型機器の普及により、年1%前後で減収していくと考えている。今後、経営状況を見ながら、支出の削減等を考えていきたいとのことでした。

その他、マンホール蓋の点検方法等について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔福祉文教常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（斧田秀明君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、審議において、介護認定に要する日数、また、所要日数を減らすことができるのか質疑があり、申請から結果までの所要日数は、令和7年度は38日、令和6年度は37日。所要日数の短縮については、医師からの意見書の取得に時間を要しているため、短縮は難しいとのことでした。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第3号、太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の

件については、審議において、事業名の「特定」とは何を指すのかとの質疑があり、本事業は、対象者が特定されている乳児や幼児に対しての事業であるということから、「特定乳児等通園支援事業」としているとのことでした。

その他、民間事業者への許認可、スマイルサポート事業との違いについて質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第4号、太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件については、審議において、試行事業の実施状況及び本格実施に向け見直しは考えているのかとの質疑があり、令和8年2月17日から試行を開始しており、火曜日、水曜日の週2日間、1日3名の定員で、1日2時間半の利用を行っている。定員6名のうち6名の応募があり、1歳児2名、2歳児4名であった。また、本格実施に向けては、試行事業での利用者アンケートを基に、変更が必要であれば検討し、本格実施後も保育士確保の対策を進めながら実施していくとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第8号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件については、審議において、職員による虐待に対して通報義務が創設されたのは職員による虐待事例の増加が原因なのかという質疑があり、今回の児童福祉法の改正は、保育所等の職員による児童虐待事案が問題とされ、介護施設や障がい児施設と同様に通報義務が創設されたものとのことでした。

また、虐待事案における町の対応について質疑があり、町はこれまでも、虐待事案については要保護児童対策協議会において審議し、見守り及び指導を行っているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、令和8年度の国民健康保険料は上がるのか、また、国民健康保険料が上がる要因について質疑があり、令和8年度の国民健康保険料は、昨年度と比較し、1人当たり1.08%増となる見込みで、子ども・子育て支援交付金が創設されたことなどが要因と考えられるとのことでした。

その他、外国人被保険者に対する国民健康保険料前納制度、マイナ保険証について質疑がありました。

討論においては、反対・賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

議案第10号、太子町介護保険条例中改正の件については、審議において、現在の基金残高及び基金で減収分を補填できないのかという質疑があり、今年度末の基金残高見込みは約1億5千万円程度。減収分を基金で補填できるのかについては、規模的には十分補填できると考えるが、介護保険法施行令が改正されたこと、3か年の事業計画の制度設計全体との整合性を図る必要があることなどから、税制改正による減収分を基金から補填することは適切ではないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

請願第1号、OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願は、紹介議員である西田委員から趣旨説明がなされました。

採決の結果、賛成多数により採択することに決しました。

議案第13号、令和7年度太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第14号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、審議において、広域連合納付金の予算に不足が生じる理由において質疑があり、被保険者数を当初2千334人と見込んでいたが、現時点で2千342人となっていること、また、広域連合では保険料率を2年おきに改定しており、2年前の料率を基に算定を行っていることで不足が生じているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第16号、令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算については、審議において、国民健康保険の被保険者数減少の要因について質疑があり、減少要因は、社会保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療への移行によるものとのことでした。

また、国民健康保険料が大阪府内で統一されたが、太子町の1人当たりの保険料の上昇率が他市町村と比較して高い理由について質疑があり、大阪府の見込みでは、太子町は保険料が3.14%増加する予定。これは、所得の多い被保険者の割合と被保険者の所得が影響しているとのことでした。

その他、人間ドック助成金の申請者数、国民健康保険料の増減見込み、第三者行為求償事務の回収額等の質疑がありました。

討論においては、反対・賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可

決することに決しました。

議案第19号、令和8年度太子町介護保険特別会計予算については、審議において、第10期介護保険事業計画でも介護保険給付費準備基金を保険料の引下げに充てるのかという質疑があり、基金残高については、第9期計画と同様、第10期の計画中に基金を活用する方針は持っているが、計画推進委員からの意見等を聞きながら最終的に決定したいとのことでした。

また、見守り訪問事業の対象者及び内容について質疑があり、対象者は、見守りや声かけが必要と判断される高齢者世帯が対象で、配食や乳酸菌飲料の配達、緊急通報装置の設置を行っているとのことでした。

その他、入院時の福祉サービスの利用について質疑がありました。

討論については、意見をつけての賛成討論があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第20号、令和8年度太子町後期高齢者医療特別会計予算については、審議において、保険料率の改定及び賦課限度額等について質疑があり、保険料率の改定は2年ごとで、令和8年度及び令和9年度の保険料が決定している。また、賦課限度額は、医療分85万円と子ども・子育て支援金分2万1千円の合計87万1千円となるとのことでした。

その他、資格確認書の今後の取扱い等について質疑がありました。

討論においては、反対・賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔予算常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○予算常任委員長（中村直幸君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査

の結果を報告します。

議案第12号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第10号）については、審議において、本減額補正は決算を見据えた事業費精査に伴う補正かという質疑があり、年度末決算に向け、50万円以上の不用額が出る事が確定している事業について減額補正を行っているとのことでした。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額、実施事業及び残額について質疑があり、交付限度額は1億5千494万7千円で、現在、おこめ券配布事業及び学校園給食費物価高騰対策補助金の2事業を進めている。約3千万円の残額が発生する見込みで、令和8年度の補正予算（第1号）で事業予算を計上する予定とのことでした。

そのほか、大阪府衛星無線等再整備工事及び山田倉庫更新工事の内容、道の駅再整備事業についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第15号、令和8年度太子町一般会計予算について、政策総務部関係では、まず、特殊詐欺対策機器購入費の内容について質疑があり、事業内容は、特殊詐欺防止の自動録音機器を購入するもので、会話の自動録音・自動再生、警告メッセージを再生することができる。令和8年度2月末現在、約23台貸し出しており、令和8年度で30台増設する予定とのことでした。

また、令和8年度予算編成において質疑があり、課単位による歳出の見直しや事務事業評価による事業精査を行ったが、令和7年度より7千100万円増、3億5千200万円の財政調整基金を取り崩す予算編成となったとのことでした。

更に、正職員及び会計年度任用職員の確保について質疑があり、令和8年度は、正職員125名、会計年度任用職員165名の予算を計上している。年度途中も柔軟に採用試験を行い、人材の確保に努めていくとのことでした。

そのほか、ふるさと太子応援基金寄付金減額要因、庁舎での通信回線環境及び回線容量の改善について、防犯灯の維持管理等について質疑がありました。

健康福祉部関係では、まず、放課後児童会の定員及び令和8年度に見込んでいる利用人数について質疑があり、放課後児童会は、山田小学校及び磯長小学校の2か所で開設しており、定員は各クラス40名。現在の利用状況は、山田小学校、磯長小学校合わせて約120名であり、令和8年度当初は、新1年生入所を含め、山田小学校、磯長小学

校両校合わせて約１６０名の受入れを予定しているとのことでした。

また、高齢者緊急通報システムの現在の利用件数及びシステムの設置条件について質疑があり、現在の利用件数は４９件。システムの設置には固定電話回線が必須条件であったが、令和８年度４月から固定電話回線がなくても機器設置できるよう見直す予定とのことでした。

更に、「平和を祈念する碑」設立工事費の内容について質疑があり、戦没者追悼式が今年度で終了することから、遺族会からの要望を協議した結果、石碑を設置することとなったとのことでした。

そのほか、重層的支援体制整備事業における庁舎内連携について、こども家庭センター設置後の児童虐待に関する通報件数、補聴器購入費助成の令和７年度の補助実績等について質疑がありました。

まちづくり推進部では、まず、聖和台第１公園のトイレ設置工事及び遊具設置工事のスケジュールについて質疑があり、トイレ設置工事については、現在設計段階であり、完成時期は未定である。遊具設置工事については、プロポーザル方式にて業者を選定し、竣工は令和８年秋頃を予定している。両工事が同時期にならないよう調整を進めているとのことでした。

また、高齢者のごみ出し支援について、戸別収集等についての質疑があり、現在、福祉部局と連携の上で検討会を設置し、現状の把握や情報共有を行い、実効性のある仕組みづくりの検討を行っている。委託業者における課題等もあるため、今後も最善の方法を検討していきたいとのことでした。

そのほか、新規就農者育成総合対策事業補助金の受給者数、アドプト活動団体の現状、地域計画の進捗状況等について質疑がありました。

教育委員会関係では、まず、和みルーム及びあゆみルームの設置場所、支援員の必要資格、現在の利用人数について質疑があり、和みルームは磯長小学校の施設内に、あゆみルームは町立中学校に設置している。利用人数について、和みルームは小学生２名、中学生１名、あゆみルームは中学生１５名が今年度利用しているとのことでした。支援員に教員免許は不要だが、心理的なサポートや学習サポートが必要となるため、現在は元教員等にサポートをお願いしているとのことでした。

また、食物アレルギーを持つ児童生徒数及びアレルギー対応食の実施状況について質疑があり、現在アレルギーを持っている児童生徒は、幼稚園２名、磯長小学校６名、山

田小学校 5 名、町立中 1 名。アレルギー対応食は現在実施していないが、別容器での配送や配膳前に取り分けたり等、工夫は行っているとのことでした。また、令和 8 年度 4 月からは、サラダには卵不使用マヨネーズを使用するとのことでした。

更に、総合体育館大規模改修実施設計業務について、大規模改修を行う理由、改修内容について質疑があり、総合体育館は建築から 30 年以上経過するが、利用者は増えている。土砂災害警戒区域等に指定されており、避難所として利用はできないが、防災用品備蓄施設として利用することができるため、大規模改修を行う。改修については、令和 8 年度に実施設計、令和 9 年度は、外壁、事務室の屋根及びバスケットゴールの改修、空調設備の導入、正面出入口の修繕、令和 10 年度には、プレイルーム 5 室及びシャワールームの改修、受水槽・浄化槽設備の更新、照明の LED 化を実施し、令和 11 年度には、エレベーター及びキュービクルの更新を行う予定としているとのことでした。

そのほか、町立幼稚園、小学校、町立中の児童生徒数及び今後の見込み、文化スポーツ活動活性化事業補助金の交付実績、太子山本家住宅の活用予定、中山久蔵顕彰事業について質疑がありました。

討論においては、反対・賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

議案第 22 号、令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 1 号）については、審議において、町制施行 70 周年記念事業を当初予算ではなく補正予算で計上した理由について質疑があり、当初予算要求時に事業内容を確定できず、補正予算対応となったとのことでした。

また、世界情勢による燃料価格の高騰について、住民や事業者を支える新たな補正予算の計上は考えているのかという質疑があり、国の動向や世界情勢を注視しながら情報収集に努め、町ができることは積極的に行っていきたいとのことでした。

そのほか、南河内 2 町 1 村 70 周年記念事業の内容、1 世帯当たりの水道料金減免額等について質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（村井浩二君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、議案第2号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、太子町乳児等通園支援事業実施条例制定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第５号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第６号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第６号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号、職員の定年等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第７号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第７号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第７号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第８号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 8 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号、太子町子ども・子育て会議条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 9 号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○4 番（西田いく子君） おはようございます。

議案第 9 号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

子ども・子育て支援金制度が創設されたことにより、国民健康保険料が引き上がります。30 年ぶりに診療報酬がプラスになりますが、医療現場の危機的状況を脱したわけではありませんし、報酬引上げによって患者負担や保険料負担の増大にならないか危惧されています。

自民党と維新の会との間で密室合意した医療保険制度改悪の健康保険法などの改定案を、13 日、国会に提出いたしました。77 成分・1 千 1 0 0 品目の O T C 類似薬の価格の 4 分の 1、25 %もの追加負担に当たる価格を特別料金の名で患者から徴収するものです。これが実行されれば、保険医療の窓口負担が 3 割の人の場合、薬剤費の負担は 5 割に跳ね上がることになります。

更に、高市自民・維新政権は高額療養費制度の自己負担限度額を上げようとさえしています。上限額上げは、今年 8 月と来年 8 月の 2 段階で実施、年収約 6 5 0 万円から約 7 7 0 万円の場合、一月の負担上限額は約 1.4 倍に増えます。

この制度は、誰にでも起こり得るがんや長期療養の病気、突然のけがのとき、一定額を超えた医療費を国が補助し、家計を支えるものです。利用者 8 2 1 万人のうち、約 6 6 0 万人が負担増の見通しです。O T C 類似薬の患者負担増による保険料軽減約 3 0 円と合わせても、約 1 5 0 円にしかありません。どれもこれも医療改悪につながり、国民健康保険料を引き上げるものばかりです。

高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい、これが住民の皆さんの願いです。

市町村が運営する国民健康保険料は、加入世帯主の 4 割が年金生活者など無職、3 割

が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の約2倍になります。令和8年度の保険料は1.08%もの引上げで、府内平均1人当たり保険料16万3千911円、1千741円の値上げで、最高限度額は、109万円に子ども・子育て支援金分3万円を合わせると112万円にもなります。住民の引き下げてほしいという願いに応えるものではありません。

全国知事会や全国市長会などは、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するため、1兆円規模の公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。高額な国保料は国保都道府県化に統一して解決するものでもありません。

国民健康保険は、法律の目的として、第1条に、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記された社会保障です。法に沿って、国も地方自治法に定める住民福祉の増進という地方自治体の役割を果たすことを認めており、国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費負担、公費繰入れを続けることは可能です。太子町独自に国民健康保険料を引き下げることができます。

国や府に対し財政的支援を強めるよう強く要望し、これ以上の国民健康保険料負担増にならないよう求め、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。

松井議員。

○6番（松井謙昌君） 議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

大阪府国民健康保険運営方針に基づき、中間所得者層への負担軽減を図るため、賦課限度額の改正を行うなど、保険料抑制のための取り組みを積み上げることで、1人当たり保険料の軽減につなげています。

また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、低所得者対策として、政令軽減の拡充を図っており、適切なものであると考えます。

加えて、新たに新設される子ども・子育て支援金についても、法令に則った改正を行うなど、適切なものと考えます。

今後も適正な医療保険制度を推進するよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第9号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。賛成多数でございます。

よって、議案第9号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第11号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、太子町下水道条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第１２号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１２号、令和７年度太子町一般会計補正予算（第１０号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第１３号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第１３号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１３号、令和７年度太子町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第１４号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第１４号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１４号、令和７年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第１５号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○４番（西田いく子君） 議案第１５号、令和８年度太子町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

突然の解散総選挙になり、国の予算審議が遅れ、自治体の予算編成での負担が押しつ

けられました。給料も年金も上がらず、社会保障がどんどん削られる一方で、物価高騰は収まるどころか拡大するばかりで、住民の暮らしは日々悪化しています。

アメリカの言いなりに軍事費を大幅に増額する一方で、高額療養費の負担増復活やOTC類似薬の追加負担導入、子育て支援と称する医療保険への上乗せ負担開始など、医療の給付削減と負担増が目白押しになっています。

国の悪政から住民の暮らしを守るのが太子町の仕事です。国はようやく全国の自治体の動きに押され、小学校だけですが、1か月5千200円と金額が決まり、学校給食費無償化に足を踏み出しました。

太子町では既に小中無償化に加え、週4日だった幼稚園の給食も週5日に拡充いたします。学校トイレの洋式化改修は令和8年度に完成いたします。熱中症対策、避難所にもなる学校体育館にエアコン設置をいたします。令和8年度から始まる太子町総合計画の1番目に「未来を担うこどもたちが元気に育つまちづくり」を掲げるだけあって、子育て世帯の負担軽減や子育て教育に力を入れた予算編成になっている点は評価いたします。

一方で、一体誰が決めたのかと思われる大阪府言いなりの施策が押しつけられようとしています。万博のレガシーの名の下、国土交通省からリコールが出ている電気自動車バスの実証運行が始まります。3月2日付の毎日新聞に、国土交通省の立入検査後、大阪メトロでは、万博で使用したバス150台に加え、小型のオンデマンドバス40台を含む計190台の使用を中止、運行の再開は未定、万博のレガシーとして南河内地域で予定されていた自動運転バスの乗客ありの実証実験も6月に延期されていると書かれています。

ハンドル操作時にブレーキホースが車体に接触して、ブレーキが利きにくくなるおそれが見出されています。説明会を開いてほしい、こう請願まで出されましたが、府主導で進められていることから、町として太子町の住民の声に耳を傾けることもできず、数々の疑問への説明ができません。

道の駅再整備も大阪府主導で進められるものですから、町としてのスケジュールが立たず、結局、道の駅再整備に関する予算は、2024年度に続き、2025年度もこのままでは予算が執行されそうにありません。それでも、2026年度に道の駅事業者選考プロポーザル報償費10万5千円、委員旅費2万8千円を予算計上しています。今後、道の駅をどうするのか、どうしたいのか、太子町の思い、住民の思いがここには感じら

れません。3町村未来協議会や南河内基礎自治機能充実強化協議会では、将来的に合併を視野に入れた話合いが、職員の勤務時間を奪い、住民も議会も不在のまま進められています。

住民をないがしろにされる町政運営ではなく、住民の声を聞き、太子町の住民を主人公に据えた町政運営を求め、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。

森田議員。

○7番（森田忠彦君） 議案第15号、令和8年度太子町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、新たに始動する第6次総合計画が掲げる将来像の実現を目指し、限られた財源を最大限に活用しながら、子育て支援、障がい者支援、教育施策、防災対策をはじめとする重要な取り組みに積極的に予算を配分しており、町民の暮らしに直結する様々な課題に的確に応えるものとなっております。

とりわけ、任意予防接種や妊婦健診への助成拡充、発達障がい児や医療的ケア児への支援拡大など、本町のこども家庭センターを中心として、子どもたちへの切れ目のない包括的な支援の実現が期待できる予算となっています。

更に、給食費の無償化継続や、幼稚園における給食日数の増加といった施策は、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を提供するものであり、これらは町の子育て支援施策を更に充実させるものと評価できます。

また、指定避難所である小中学校体育館への空調整備事業に係る工事予算が計上されている点に加え、総合体育館の大規模改修についても実施設計が進められる予定となっているなど、児童や避難者、施設利用者にとって安全で快適な環境を提供し、防災体制の更なる強化の実現に向け、着実に前進している状況と言えます。

更に、時代の変化や住民ニーズの多様化に対応するため、役場における業務効率化を図る一環として、生成AIを活用した行政運営の改善に向けた予算が盛り込まれていることは、これからの行政運営の質向上に大いに寄与する取り組みと言え、行政の効率性向上のみならず、町民サービスの更なる充実も期待されます。

一方、歳入では、町税や地方交付税を確実に見込むとともに、ふるさと太子応援寄付金や、国・府支出金などの財源確保に努めるとともに、特定目的基金を効果的に活用す

るなど、将来を見据えた予算編成が行われております。

本予算は、限られた財源を効果的・効率的に振り分け、住民一人ひとりの生活の質を向上させるための具体的な施策が盛り込まれています。しかしながら、刻々と変化する世界情勢の中で、国の支援策も十分に注視し、町としてできる支援策について生活者並びに各種事業者に向けて検討を行うなど、町の更なる発展と健全な行財政運営に取り組まれることを強く要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第15号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（村井浩二君） 起立7名、反対2名。賛成多数でございます。

よって、議案第15号、令和8年度太子町一般会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 議案第16号、令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

社会保障は憲法25条に基づく国民の権利です。ところが、自民党政治は、OTC類似薬の保険外しで2兆円、高額療養費の患者負担増で2千450億円、子ども・子育て支援金は年1兆円が医療保険料に上乗せされ、全国民から徴収されます。子ども・子育て支援金制度は、低所得者が多い国民健康保険の方が、他の被用者保険に比べ支援金の負担が重くなります。今回の支援金が社会保障の所得再分配機能を弱め、格差と貧困に悪影響を及ぼすことは必至です。

自民党政治は医療費だけでも4兆円もの削減で、国民の権利である社会保障の改悪を推し進めようとしています。国保加入世帯の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。被用者保険の適用拡大で、一定所得の加入者が市町村国保から被用者保険に移行し、国保被保険者数の減少に拍車をかけ

ています。議員公職者の国保逃れが大問題になっています。議員自らは高過ぎる国民健康保険料引下げを進める立場に立ちながら、自ら国民健康保険料を払わないのですから、本当に悪質な行為です。

府内統一された大阪府の令和8年度の保険料は1.08%もの引上げで、府内平均1人当たり保険料16万3千911円、1千747円の値上げで、最高限度額は、109万円に子ども・子育て支援金分3万円を合わせると112万円にもなります。国保の平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍にもなるのですから、国保は高い、これは紛れもない事実です。

全国知事会や全国市長会などが、この国保の構造問題を解決するために、1兆円の公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。

国民健康保険は、法律の目的として、第1条に、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記された立派な社会保障です。

地方自治法に定める住民の福祉の増進という地方自治体の役割を果たすことが求められています。太子町独自で保険料を引き下げることが可能ですし、国が保険料引下げに対してペナルティを押しつけるというのは本当にひどい話です。

様々な制約の下、せめて太子町として約9千万円ある基金を有効に使い、被保険者の命と暮らしを守るべきです。住民に高過ぎる保険料を押しつけるのではなく、太子町として、国が国庫負担率を大幅に引き上げること、令和6年度時点で176億7千500万円も貯め込んだ基金を保険料の引下げに使うことなどを強く求めていただきますよう強く要望いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本議員。

○5番（辻本博之君） 議案第16号、令和8年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

被保険者数の減少や診療報酬のプラス改定などにより、1人当たりの医療費は増加しており、国民健康保険制度の現状は依然として厳しい運営が見込まれています。

令和6年度からは、保険料率など、府内統一基準となりました。これにより、被保険者間の受益と負担の公平性が図られ、府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯

構成であれば、同じ保険料となっております。

また、令和８年度からは、子ども・子育て支援納付金が新しく賦課徴収されることとなります。これは、国が進めるこども未来戦略に基づき、次世代を担う子どもたちを社会全体で支援する制度となっています。

加えて、本予算においては、特定健康診査の受診機会の確保や、健康無関心層への健康意識の醸成を促すため夏季及び冬季の集団健康診査を開催するなど、保健事業の充実にも取り組んでいます。これらは将来の医療費の適正化や安定的な財政運営につながる取り組みとなっており、今後の運営課題について配慮された予算であると考えます。

今後も、国や府の動向を注視し、被保険者の立場に立って制度運営と健全な財政運営を引き続き努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第１６号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対２名〕

○議長（村井浩二君） 起立７名、反対２名。賛成多数でございます。

よって、議案第１６号、令和８年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第１７号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第１７号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１７号、令和８年度太子町山田財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第１８号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、令和8年度太子町春日財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

岡野議員。

○3番（岡野秀子君） 議案第19号、令和8年度太子町介護保険特別会計予算について、意見をつけて賛成の立場で討論を行います。

1997年、介護保険法が成立し、2000年4月の介護保険制度の開始から26年になろうとしています。年々制度が改悪され、利用料や施設での居住費、食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は、年間10万人と高止まりしたままです。

介護事業所は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面しており、2025年の介護事業者は、倒産以外で事業を停止した休廃業・解散が前年に比べて6.6%増え653件に達し、4年連続で最多を更新しています。倒産も過去最多の176件発生しており、物価高・人手不足の深刻さが増しています。

特に訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所が一つもない自治体が2025年末時点で116町村、事業所が1つしかない自治体は279市町村になりました。

訪問介護空白地域拡大に歯止めがかからず、介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9千円から8万3千円へと大幅に広がっています。

こうした中、政府は、利用料2割負担の対象拡大やケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付外しなど、更なる負担増、サービス縮小を検討しています。こ

れ以上の制度の後退は許されません。

今年度で第9期3年目が終わります。9期では基金を全額保険料引下げに使い、基準額も100円ですが引き下げました。第9期での太子町の姿勢を評価します。

しかし、大阪府の自治体の介護保険料は、全国的にも高い保険料になっています。太子町の基準額6千380円も決して安いわけではありません。現在、1億5千万円もの基金があるということです。3年間取り過ぎた保険料、貯め込まれた基金を全額第10期の介護保険料引下げに使うよう強く求めます。

太子町の制度の枠の中だけでの努力では、高過ぎる介護保険料を払える保険料に引き下げることができません。全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の上げが不可欠です。憲法25条に基づいたケアが大切にされる介護保険制度の実現を求め、意見をつけて賛成の討論とします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、令和8年度太子町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第20号について、討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

岡野議員。

○3番（岡野秀子君） 議案第20号、令和8年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

2008年に後期高齢者医療制度が発足したときは、原則1割自己負担でしたが、2022年10月1日からは、一定以上の所得がある場合は2割の自己負担になりました。75歳以上で2割の人への負担軽減措置が2025年9月末で終了し、10月から窓口負担が2割になりました。これにとどまらず、自公政権や国民民主、維新は、後期高齢

者の窓口２割・３割負担の対象を拡大しようとしています。

また、政府は２０２５年６月に年金制度改正法を成立させ、年金を物価や賃金の伸びより低く抑えるマクロ経済スライドを温存し、今後１０年以上、年金水準を実質１割削減していきます。令和８年、９年、２年間の保険料について、広域連合は、７５歳以上高齢者人口と医療給付が増えることにより保険料が上がることを盛り込むとともに、新たに創設される子ども・子育て支援金制度など国の制度改悪に伴い、高齢者の保険料の負担割合を引き上げました。

高齢者の多くは、収入は年金が中心で、現役世代の半分以下です。その一方、病気にかかりやすく、慢性疾患などの受診の頻度は高くなっています。そうした特性を持っている高齢者の窓口負担は現役世代より低くなっているからこそ、生活を何とか維持できる水準にとどまっています。

高齢者への窓口負担増は、本人の命と健康に悪影響を与えるだけでなく、高齢者をケアしている現役世代の家族にとっても負担増となるだけです。高齢者に際限なく負担増を押しつける高齢者いじめの保険料窓口負担の引上げではなく、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を増額し、現役世代の支援金負担や高齢者の保険料負担の軽減へと制度の抜本的改正を求め、反対の討論いたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。

早瀬議員。

○８番（早瀬和信君） 議案第２０号、令和８年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の公平な負担により、経済的な格差が健康面への影響を与えないよう創設された制度で、本特別会計につきましては、本制度における保険料などを区分して経理するために設置されています。

令和８年度予算案では、広域連合が定める第１０期の料率に基づく保険料や広域連合納付金が計上されているほか、一般会計からの繰入金を財源として、必要な事務経費が適切に計上されています。

被保険者の増加や診療報酬のプラス改定など、医療費を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。制度の円滑な運営への取り組みはもちろんのこと、後期高齢者健

康診査や保健指導などの受診率向上など予防についても注力していただくとともに、国の動向にも注視し、将来の医療費負担の軽減に努めていただきますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第２０号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立７名・反対２名〕

○議長（村井浩二君） 起立７名、反対２名。賛成多数でございます。

よって、議案第２０号、令和８年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第２１号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２１号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２１号、令和８年度太子町下水道事業会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第２２号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２２号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２２号、令和８年度太子町一般会計補正予算（第１号）は、原案どおり可決されました。

次に、請願第1号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） 私は、本意見書の提出について、反対の立場から討論を行います。

現在、日本の医療保険制度は、少子高齢化の進展により医療費が年々増加し、制度の持続可能性が大きな課題となっています。こうした状況の中で、現役世代の保険料負担は増え続けており、医療保険制度を将来にわたり持続していくためには、医療費の適正化に向けた改革が必要であります。

政府が検討しているOTC類似薬の保険給付の見直しは、こうした医療費の適正化の一環として議論されているものであり、軽度な症状については市販薬の活用を進めることで、医療資源をより必要な医療に振り向けるという考え方に基づくものです。諸外国においても軽症の薬剤については自己管理を基本とする仕組みが一般的であり、日本でもセルフメディケーションの推進が重要とされています。

もちろん全てのOTC類似薬が一律に保険適用から除外されるわけではなく、重症患者や継続的な医療が必要な場合については適切な配慮が検討されるべきではあります。制度の詳細が固まっていない段階で一律に反対する意見書を提出することは、今後の建設的な議論の余地を狭めるおそれがあります。

医療保険制度は国民全体で支えるものであり、限られた財源の中で持続可能な制度とするためには、必要な見直しについて冷静かつ客観的に検討していく姿勢が重要であります。

よって、本意見書の提出には賛同できないことを申し述べ、反対討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 請願第1号、OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願について、賛成の立場で討論を行います。

自民党・維新政権は、鎮痛解熱剤、せき、たん、花粉症の薬など、成分や効果が似る市販薬、OTC類似薬を完全に保険から外すことを狙っていましたが、患者・医療団体から市販薬では負担が数十倍にも増える、生きていけない、病気の見逃し・重症化や副作用が懸念される、こういった批判が相次ぎ、完全に保険から外すことにはなりません。

でした。

しかし、今国会で審議されている医療保険制度改悪の健康保険法などの改正案は、77成分・1千100品目ものOTC類似薬の価格の4分の1、25%もの追加負担に当たる額を特別料金の名で患者から徴収するものです。これが実行されれば、保険医療の窓口負担が3割の人の場合、薬剤費の負担は5割に跳ね上がることになります。持続可能の名の下、国民の命をないがしろにしているのでしょうか。負担増は受診抑制にもつながります。アトピーで苦しんでいる子どもたちに我慢しろということなののでしょうか。

国民皆保険制度の下、必要な医療は保険でカバーされるべきです。私たちはそのために高い、高過ぎるとまでいう国民健康保険料、社会保険料を納めています。厚生労働省自身、厚労白書などで、必要かつ適正な医療は基本的に保険診療により確保する、こう掲げておられます。混合診療を一部解禁した2004年の厚労相と規制改革担当相の基本的合意にも同じ文言が明記されています。

医師が治療に必要だと認めて処方する薬剤を、同じような市販薬があるからと保険給付から外したり、保険の効かない部分を持ち込んだりするの、国民皆保険の理念や大臣合意に反します。これがどこが持続可能というのでしょうか。保険制度を壊すものです。

国民皆保険制度を守り、国民が安心して医療にかかることを願い、本請願に賛成の討論といたします。

○議長（村井浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第1号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立4名・反対5名〕

○議長（村井浩二君） 起立4名、反対5名。反対多数でございます。

よって、請願第1号、OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める請願は、不採択とすることに決しました。

○議長（村井浩二君） 日程第23、議案第23号、副町長の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第２３号、副町長の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

令和６年９月の定例会におきまして、村岡副町長の選任同意をいただき、以来、町政に対しご尽力いただいておりますが、この度、本年３月３１日をもって退職されます。

つきましては、後任副町長として森下滋夫氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第２３号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２３号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２３号、副町長の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

ここで暫時休憩といたします。

(午前 11 時 00 分 休憩)

(午前 11 時 01 分 再開)

○議長（村井浩二君） それでは、再開いたします。

ここで、副町長に選任されました森下氏がお見えになっておりますので、森下氏の入場と発言を許します。

(森下新副町長 入場)

○新副町長（森下滋夫君） ただいまご同意をいただき、副町長を拝命することになりました森下でございます。もとより微力ではございますけれども、田中町長のご指導の下、太子町の発展のために誠心誠意努力をしてみたいと考えております。

議会の皆様方におかれましては、何とぞ格別のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(森下新副町長 退場)

○議長（村井浩二君） 会議を進めます。

○議長（村井浩二君） 次に、日程第 24、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議（案）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

西田議員。

○4 番（西田いく子君） アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議（案）について、決議文の朗読をもって提案理由及び内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

アメリカとイスラエルは 2 月 28 日、イランに対する大規模な攻撃を開始した。

トランプ米大統領は、イラン政権を「巨大なテロ組織」と決めつけ、イラン国民に対して「自分たちの政府を乗っ取れ」として、体制転覆を公然と呼びかけ、軍事侵攻を行っている。

独立した主権国家の最高指導者を殺害する権利は、他国のトランプ米大統領に与えられているものではなく、国連憲章と国際法を乱暴に蹂躪する無法な先制攻撃であり許されるものではない。グテレス国連事務総長はじめスペインのサンチェス首相など、世界

中から批判の声が起こっている。

アメリカが「大規模かつ継続的」な攻撃を行うならば、中東と世界の平和と安定に深刻な打撃をもたらすことは必至である。

イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は絶対に阻止しなければならない。

既に双方に多数の死傷者が報道されている。またホルムズ海峡の封鎖で世界的規模の流通や経済に影響を及ぼしている。

よって本議会は、トランプ米政府の軍事介入に対し抗議し、直ちに攻撃を中止し、交渉による解決に立ち戻るよう求める。

以上、決議する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（村井浩二君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議（案）は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議（案）は、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議（案）を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃に抗議し即時中止を求める決議（案）は、原案どおり可決されました。

○議長（村井浩二君） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長、地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了し、令和8年第1回定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

さて、大阪府より本町の副町長に就任していただきました村岡副町長が、3月末で大阪府に復職されます。令和6年10月の就任以来、本町にいろいろとご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今後、大阪府に戻られましても、ご健勝とご多幸、ますますのご活躍を心よりご祈念申し上げます。

本定例会が最後の場となりますので、ここで発言を許します。

村岡副町長。

○副町長（村岡 篤君） 長時間にわたりますご審議でお疲れのところ、退任のご挨拶を申し上げる機会をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

この度、3月31日をもちまして副町長を退任し、大阪府に戻ることとなりました。令和6年9月20日にこの本会議の場で選任のご同意をいただき、それから1年6か月、太子町の一員として、これまで経験したことがない重い責任の下、町の仕事に携わることができ、本当に充実した日々でございました。このことは、田中町長のご指導、ご理

解、そして、町議会の議員の皆様からの温かい励まし、ご指導の賜物であり、深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

ご案内のとおり、私が就任させていただいたのは、田中町政2期目のスタートの年でした。人口減少と高齢化が進展し、依存財源の割合が高いなど、厳しい財政運営の下で、マニフェストに掲げられた項目を実現に結びつけていくこと、また、今後の太子町のまちづくりにどのように取り組むべきかの方向を見定めることが私の使命と考え、微力ながら取り組んでまいりました。

今後10年間の太子町の方向を示す総合計画の策定をはじめ、地域公共交通の改善、子育て支援策の推進、職員の皆さんが働きやすい職場づくりなど、様々な事業に関わらせていただきました。しかし、副町長として何ができたのか。振り返ってみますと心もとなない限りでございます。

今後も全国的に人口減少、少子高齢化が進んでまいります。施設やインフラの老朽化も進み、自治体の行政運営は厳しさを増していくことと思います。本町も例外ではありません。大都市近郊に位置しながら歴史と自然に恵まれ、子育てに優しい太子町に住まう皆様の暮らしをこれからもより良いものとしていくために、状況の変化に柔軟に対応することが重要と考えております。田中町長の下、職員の皆さんが同じ目標に向かって、前向きに町政運営を行っていただければ幸いです。

先ほど選任のご同意をいただき、4月1日付で森下新副町長が着任いたします。どうか議員の皆様におかれましては、今後とも理事者と連携を密にいただき、太子町の更なる発展に向けてお力添えを賜りますようお願いいたします。

この1年半で強く感じましたことは、住民の皆さんが誇りと愛着を持ち、地域を大切にしておられるということでございます。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに多くの来場者でにぎわった大阪・関西万博で見せていただきました舟形だんじりの実演、太子聖燈会、竹内街道灯路祭り、ふれあいT A I S H Iをはじめ、行事を楽しめる姿、町立学校園での子どもたちの笑顔、そして、皆様の間で交わされる日常の会話。この地で自然と歴史を守り、和の心を大切に暮らしておられる皆様の存在は、地方自治の最も大切な核であると確信しております。

この太子町で、田中町長、議員の皆様、職員の皆様、住民の皆様と一緒に取り組むことができたことは、私にとってかけがえのない財産となりました。大阪府に戻りましても、本町で培った経験を胸に、微力ながら町の発展に力を尽くしてまいりたいと考えて

おります。

最後に、太子町の更なる振興と議員の皆様のご健勝、ご活躍、そして、職員の皆様の一層の奮闘、住民の皆様のお幸せを心よりお祈り申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村井浩二君） それでは、閉会にあたりまして、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和8年第1回定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

去る2月27日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決・ご同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、引き続き町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、世界に目を向けますと、中東地域をはじめ、国際情勢は依然として不安定な状況が続いており、エネルギー価格や物価への影響が懸念されております。こうした国際情勢の変化は、私たちの暮らしや地域経済にも少なからず影響を及ぼすものであり、住民生活を守る行政の役割は一層重要になっていると感じております。

このような中、本町におきましても、住民の皆様が安心して生活できる地域づくりを進めるとともに、地域経済の活性化に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、大阪府では、持続可能な地域公共交通を確保するため、大阪メトロと共に、南河内地域において、万博会場を走った自動運転バスの実証実験の取組が進められていますが、3月28日に住民の皆様の本取組への理解を深めていただくため、新モビFEST A i n南河内地域が開催されます。当イベントは、本町の太子・和みの広場のほか、河南町、千早赤阪村においても開催される予定です。

更に、和みの広場ではマルシェ d e たいしが同時開催され、様々なブースが出展するほか、フリーマーケットの催しも予定されています。議員の皆様におかれましても、ぜひ足を運んでいただければと考えております。

そして、先ほど退任の挨拶をいただきました村岡副町長におかれましては、1年半にわたり本町の行政を支えていただき、心より感謝申し上げます。大阪府に帰られまして

も、ますますのご活躍をご期待いたしますとともに、機会がありましたら太子町もよろしく願いをいたします。

また、選任同意を賜りました森下新副町長におかれましては、本町発展のためご尽力をお願いしますとともに、皆様方のご指導をよろしくお願いをいたします。

最後になりますが、日差しが春の温もりを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、新年度にかけて公私とも何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分ご留意いただき、引き続き本町の発展のためご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（村井浩二君） 去る２月２７日に開会して以来、本日までの２１日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議いただき、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映していただくよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和８年第１回定例会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでございました。これにて散会といたします。

（午前１１時１９分 閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長

村 井 浩 二

太子町議会議員

辻 本 博 之

太子町議会議員

松 井 謙 昌